

令和 3 年

第 4 回西原村定例会会議録

令和 3 年 1 2 月 7 日

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和 3 年第 4 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 7 日	火	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長提案理由説明</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
1 2 月 8 日	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>	
1 2 月 9 日	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（5名）</li> <li>・議案審議 （承認第10号～ 第11号）</li> </ul>	・予算
1 2 月 1 0 日	金	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 （議案第60号～ 諮問第2号）</li> <li>・発議第5号</li> <li>・委員会審査報告</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続 審査（調査）申出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例</li> <li>・予算</li> <li>・一般 議案</li> </ul>

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は12月24日までとする。

# 提出議案等

(令和3年12月7日提出)

(村長提出議案)

- |        |   |
|--------|---|
| 承認第10号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第10号)令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)」について     |
| 承認第11号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第11号)令和3年度西原村一般会計補正予算(第4号)」について         |
| 議案第60号 | 西原村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について                            |
| 議案第61号 | 西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第62号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 議案第63号 | 令和3年度西原村一般会計補正予算(第5号)について                                 |
| 議案第64号 | 令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について                           |
| 議案第65号 | 令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)について                             |
| 議案第66号 | 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について                          |
| 議案第67号 | 令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について                         |
| 議案第68号 | 西原村総合整備計画(小森辺地)を定めることについて                                 |
| 議案第69号 | 西原村総合整備計画(宮山辺地)を定めることについて                                 |
| 議案第70号 | 西原村総合整備計画(河原辺地)を定めることについて                                 |
| 議案第71号 | 物品購入契約の締結について   |

議案第 7 2 号 工事請負契約の締結について

議案第 7 3 号 工事請負変更契約の締結について

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(令和 3 年 1 2 月 8 日提出)

(一般質問)

1 番 堀田直孝君 2 番 西口義充君 3 番 小城保弘君 4 番 高本孝嗣君  
5 番 尾崎幸穂君

(令和 3 年 1 2 月 9 日提出)

(一般質問)

1 番 堀田直孝君 2 番 西口義充君 3 番 小城保弘君 4 番 高本孝嗣君  
5 番 尾崎幸穂君

(令和 3 年 1 2 月 1 0 日提出)

(議員提出議案)

発議第 5 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について

## 目 次

### 第1号（12月7日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（承認第10号～諮問第2号）	5
日程第 5 休会の件について	10
散 会	10

### 第2号（12月9日）

議事日程第2号	11
応招議員氏名	12
出席議員氏名	13
事務局職員出席者	13
説明のため出席した者の職氏名	14
開 議	15
日程第 1 一般質問	15
(堀田直孝)	15
・西原村におけるSDGsの取り組み	
(西口義充)	24
・総合体育館開館について	
・体育館施設管理について	
・西原村に新たな企業誘致用の工業用地計画について	
(小城保弘)	32
・西原村が承認している伝統芸能保存会について	
(高本孝嗣)	38
・村内における医療充実について	
(尾崎幸穂)	42
・生理の貧困について	
日程第 2 承認第10号 専決処分の報告及び承認について	

		「(専第10号) 令和3年度西原村 介護保険特別会計補正予算(第2 号)」について ……………	48
日程第 3	承認第11号	専決処分の報告及び承認について 「(専第11号) 令和3年度西原村 一般会計補正予算(第4号)」につ いて ……………	50
散 会		……………	52

第3号(12月10日)

議事日程第3号		……………	53
応招議員氏名		……………	55
出席議員氏名		……………	56
事務局職員出席者		……………	56
説明のため出席した者の職氏名		……………	57
開 議		……………	58
日程第 1	議案第60号	西原村長等の損害賠償責任の一部免 責に関する条例の制定について ……………	58
日程第 2	議案第61号	西原村個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例及び西原村 個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定について ……………	63
日程第 3	議案第62号	西原村国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の制定について ……………	65
日程第 4	議案第63号	令和3年度西原村一般会計補正予算 (第5号) について ……………	66
日程第 5	議案第64号	令和3年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算(第2号) について ……………	86
日程第 6	議案第65号	令和3年度西原村介護保険特別会計 補正予算(第3号) について ……………	87
日程第 7	議案第66号	令和3年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算(第2号) について ……………	88
日程第 8	議案第67号	令和3年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算(第2号) につい て ……………	90
日程第 9	議案第68号	西原村総合整備計画(小森辺地)を 定めることについて ……………	91
日程第10	議案第69号	西原村総合整備計画(宮山辺地)を	

		定めることについて ……………	9 1
日程第 1 1	議案第 7 0 号	西原村総合整備計画（河原辺地）を 定めることについて ……………	9 1
日程第 1 2	議案第 7 1 号	物品購入契約の締結について ……………	9 8
日程第 1 3	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について ……………	9 8
日程第 1 4	議案第 7 3 号	工事請負変更契約の締結について ……………	9 9
日程第 1 5	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求 めることについて ……………	1 0 0
日程第 1 6	発議第 5 号	西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について ……………	1 0 1
日程第 1 7		委員会審査報告について ……………	1 0 1
日程第 1 8		組合議会等報告について ……………	1 0 2
日程第 1 9		委員会の閉会中の継続調査（審査）申出書について ……	1 0 4
閉 会		……………	1 0 5
署 名		……………	1 0 7

第 1 号 (1 2月 7日)



## 令和3年第4回西原村議会定例会会議録

令和3年12月7日、令和3年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年12月7日（火曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（承認第10号～諮問第2号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和3年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、尾崎幸穂君、2番議員、高本孝嗣君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、11月30日に行われました議会運営委員会でも本日7日より10日までの4日間と想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を12月24日までの18日間とすることとしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日7日より10日までの4日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を12月24日までの18日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告します。

11月11日に、阿蘇市町村議長会主催の議長視察研修が開催され、滝室トンネルと大蘇ダムを視察しました。

11月24日には、阿蘇くまもと空港周辺四ヶ町村議会議員議長会が行われました。

また、11月25日には、総務福祉常任委員会付託の陳情書について、研修及び審査が行われました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和3年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年も12月となり、残り20日余りとなりました。毎年、年末となりますと、何かと慌ただしさを感じるものであり、議員各位におかれましては、それぞ

れの立場でご活躍のことと拝察いたします。

さて、今年、新型コロナウイルス感染症の襲来で、大変な1年でありました。本村でも感染が拡大し、8月の1か月だけで31名、年間で42名の感染者が発生し、不安な日々を余儀なくされました。最近、県全体でも感染者が減少し、感染リスクレベル1となり、多少安堵しておりますが、最近になり、新たな変異株のオミクロン株が発生し、大変心配されます。現在、3名の感染が確認されており、国においても、全ての海外からの入国を停止するなど、水際対策を講じております。日本中の感染拡大がないことを祈るものであります。

震災からの復旧・復興につきましては、4月18日に集落再生事業が完成し、竣工式を執り行うことができました。当日、来賓の方々と被災集落をバスで回り、住民の方々が横断幕を掲げての歓迎に、共に感激を感じたものであります。総合体育館建設も完成し、つい先日、引渡しを終えたところであります。今後は、令和5年度にかけて公園整備に着手し、一日も早く完成を目指し、村民の方々に利用していただければと思います。

なお、体育館の落成式を来年3月に実施するならばと考えております。そのときは、議員各位にもお世話になりますが、よろしく願い申し上げます。

また、本村の基幹産業であります農業問題につきましては、カンショが順調に推移しております。今後とも、質、量、価格の安定が維持できればと願っております。

しかしながら、大変心配な基腐病が、鹿児島県、宮崎県をはじめ、全国的に発生しており、本村においても、消毒と予防対策を徹底する必要があり、特に、育苗や圃場の管理等に細心の注意を払っていただきたいと思います。

コロナ禍の中、飲食店や村内企業の皆さんには、まだまだ多難のときではありますが、明るい展望を期待して、共に力を合わせて、コロナ対策を遵守し、新しい年を迎えることをお祈り申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第10号、専決処分の報告及び承認について、「(専第10号)令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,229万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,828万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、県支出金1,229万2,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費1,229万2,000円の増額補正でございます。

介護基盤緊急整備特別対策事業として、早急に補助金として予算化し、年度末までに、集いの場の改修整備を完了する必要がありました。

このような必要措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

承認第11号、専決処分の報告及び承認について、「(専第11号)令和3年度西原村一般会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,662万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,923万3,000円とするものでございます。

政府の新型コロナウイルス感染症克服・新時代開拓のための経済対策において、児童を養育している一定の収入以下の世帯を対象とし、0歳から高校3年生までの子どもに対し、1人当たり10万円相当の給付を行うこととなりました。このうち、中学生以下の子どもについては児童手当の仕組みを活用し、先行して1人当たり5万円の給付を年内に開始するため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第60号、西原村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体の長等の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、条例で定めるところにより、自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものであります。また、地方自治法の規定により、この免責に関する条例の制定につきましては、本議案提出後、監査委員の意見を聞くこととされています。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第61号、西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第62号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第63号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,084万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,007万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、国庫補助金4,029万8,000円の増額補正、繰入金3,554万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、衛生費の保健衛生費を5,041万7,000円の増額、土木費の道路橋梁費を4,149万4,000円増額しております。そして、予備費を4,022万2,000円減額補正しております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第64号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,371万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、県支出金60万円の増額補正、繰入金140万6,000円の減額補正でございます。

歳出につきましては、総務費41万円3,000円の減額補正、保険給付費60万円の増額補正、予備費106万4,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第65号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,943万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、県支出金4,115万1,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費4,115万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第66号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ312万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,004万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金312万円の減額補正でございます。



歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金311万9,000円の減額補正、予備費1,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第67号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億940万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳出につきましては、業務費に760万7,000円の増額補正、消費税相当額に323万9,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第68号、西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについてご説明申し上げます。

西原村総合整備計画（小森辺地）を令和7年度までの5年間に、大切畑ダム公園整備事業などを実施するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第69号、西原村総合整備計画（宮山辺地）を定めることについてご説明申し上げます。

西原村総合整備計画（宮山辺地）を令和7年度までの5年間に、村道改修事業などを実施するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第70号、西原村総合整備計画（河原辺地）を定めることについてご説明申し上げます。

西原村総合整備計画（河原辺地）を令和7年度までの5年間に、村道改修事業などを実施するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第71号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

今回、提案させていただきました物品購入契約につきましては、西原村総合体育館備品購入事業につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第72号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

今回、提案させていただきます工事請負契約につきましては、西原村運動公園園内道路整備工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第73号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

小規模住宅地区等改良事業古閑橋改築工事につきましては、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の内田久子氏が令和4年3月31日で任期満了となるため、新たに松永政範氏を委員に選任したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会への提案は、承認2件、議案14件、諮問1件、合計17件でございます。

議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞ議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日8日は本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日8日は本会議を休会します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は9日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時21分 散会

第 2 号 (12月 9日)

## 令和3年第4回西原村議会定例会会議録

令和3年12月9日、令和3年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年12月9日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第10号 専決処分の報告及び承認について「（専第10号）令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）」について

日程第 3 承認第11号 専決処分の報告及び承認について「（専第11号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第4号）」について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元の配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、11月30日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、4番議員、堀田直孝君、件数1件、発言を許します。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

それでは、令和3年第4回西原村議会定例会一般質問通告書に従い、質問をいたします。

今回は、西原村におけるSDGsの取組についてであります。

質問の趣旨ですが、最近、テレビや新聞等でSDGsという言葉を知り、文字を見ない日はありません。

ところで、SDGsとは何かと聞かれたら、正確に答えられる村民の方は何人おられますでしょうか。

あるとき、村民の方から、企業はSDGsに真剣に取り組み始めたが、行政として西原村の取組はどうなんだと聞かれたときに、持続可能な世界、脱炭素などのサブ的な意味は答えられましたが、詳しくはどういう内容か、しっかり理解しておらず、答えることができませんでした。

そこで、ネットでSDGsとは検索してみますと、Sustainable（持続可能な）、Development（開発）、Goals（目標）の頭文字で、「誰一人取り残さない」をスローガンに国連が掲げた国際目標で、2015年9月25日に採択され、持続可能な世界の実現に向けて、2030年までの達成目標を設定したものです。

SDGsでは、世界が抱える環境、社会、経済の課題を全て同時に解決することを目標にしているとのことでした。

持続可能な世界の実現に向けて、どれ一つ欠かせない要素が含まれ、持続可能な世界を実現するために、2030年のあるべき姿である17の目標・ゴールが定められて、各目標を達成するために具体的な169のターゲット・達成指標も設定されています。SDGs達成には、国家と企業、個人がそれぞれの領域で取り組んでいかなければならないとの記載でありました。



この17の目標は、「1、貧困をなくそう」「2、飢餓をゼロに」「3、すべての人に健康と福祉を」「4、質の高い教育をみんなに」「5、ジェンダー平等を実現しよう」「6、安全な水とトイレを世界中に」「7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8、働きがいも経済成長も」「9、産業と技術革新の基盤をつくろう」「10、人や国の不平等をなくそう」「11、住み続けられるまちづくりを」「12、つくる責任つかう責任」「13、気候変動に具体的な対策を」「14、海の豊かさを守ろう」「15、陸の豊かさも守ろう」「16、平和と公正をすべての人に」「17、パートナーシップで目標を達成しよう」であります。

取組例としては、自治体の取組例として、子ども食堂への支援。貧困などの理由で満足に食事ができない子どもたちを中心に、食や地域の交流の場を提供する子ども食堂、国や自治体による財政的支援や活動への表彰などを通じて、その運営が円滑化され、貧困、飢餓、健康と福祉の課題解決に直接的に貢献するほか、食品ロスの削減につながるとしています。17の目標としては、1番目の「貧困をなくそう」、2番目の「飢餓をゼロに」、3番目の「すべての人に健康と福祉を」、12番目の「つくる責任つかう責任」につながります。

2例目として、公園整備。公園整備をすることは、様々な目標貢献につながると。まず、公園を緑化することにより、生物多様性を保全、大規模災害発生時の周辺住民や帰宅困難者の一時避難所としての活用ができる。さらに、ユニバーサルデザインを取り入れれば、障害者や高齢者なども無理なく利用できるとしています。17の目標のうちとして、15番目の「陸の豊かさも守ろう」、13番目「気候変動に具体的な対策を」、11番「住み続けられるまちづくりを」につながります。

企業の取組例としては、環境や人に優しい商品の開発、2番、男女とも働きやすい環境づくりなどなど。個人の取組例としては、1例目、節電、クリーンエネルギーを導入する。日本の電力供給の84.8%を占める火力発電は、化石燃料や、燃やすためにCO<sub>2</sub>排出量が増え、温暖化が進む、その影響を抑えるためには、エアコン、冷蔵庫などの家庭電力使用量を減らし、太陽光発電システムを取り入れるなどの日頃からの電力消費に注意すると。17の目標としては、13番目の「気候変動に具体的な対策を」、7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、11番「住み続けられるまちづくりを」などが挙げられております。

そこで、西原村としてのSDGsの取組はいかがか、お尋ねいたしますが、村長部局では、例えば住民福祉課が行う各健診業務は、目標3番目の「すべての人に健康と福祉を」につながり、産業課が行う森林整備は、13番「気候変動に具体的な対策を」、15番目の「陸の豊かさも守ろう」につながります。また、教育長部局では、小学生を対象に行う萌の子塾、河の子塾、風の子塾、

山の子塾、中学生を対象に里の子塾は、まさしくSDGsの目標に即したものであると思います。

両部局では、それ以外に安全対策、環境整備、人権対策、学力向上など、様々なSDGsにつながる事業を行っていると思います。

そこで、その様々なSDGsの取組は何か、まずは村長から答弁をお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）堀田議員の質問にお答えいたします。

西原村におけるSDGsの取組ということでございますけれども、内容としましては、本村各課と教育現場でのSDGsの取組状況はいかがかということと、今後、どのように取組を行う計画があるのかということではないかというふうに思います。

私のほうからお答えいたしますけれども、まずは各課の取組についてお答えいたします。その後、また総務課長のほうから、各課からまとめたのを報告させていただきます。

SDGsは、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標の略称で、2015年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択されております「我々の社会を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示されています。国際社会が抱える環境や貧困、人権や平和など、様々な課題を2030年度までに解決すべく、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標とされております。具体的には、先ほど議員が申されましたように、17のゴール・意欲目標、169のターゲット・行動目標、232のインディケーター・評価指数が示されています。

日本政府においても、SDGsの重要な政策課題として、2016年5月に持続可能な開発目標推進本部を設置して、特に推進すべき目標として、8つの優先課題と具体的施策を示して取り組んでおります。

また、地方自治体への導入につきましても、少子高齢化や地域の人口減少などの課題解決のため、地方創生を継続して進めていくためにも、長期的に計画された持続可能な開発目標が必要であることから、SDGsの取組を推進しているところです。

ご質問の本村の取組についてであります。現在、本村の最上位の計画として、2013年に西原村第5次総合計画を策定しており、2014年度から2023年度までの計画期間の中で、「みんなに愛され、みんなが憧れる にしはらむら」を目指して、前期及び後期の各5年間の基本計画による各種施策事業を実施しております。

また、この総合計画に基づき、まち・ひと・しごと地方版総合戦略等の行政計画を作成して、施策事業を実施しているところであります。

2015年に国連においてSDGsが示されたことから、現段階において、本村ではSDGsに特化した計画の策定はない状況であり、第5次総合計画に基づいた施策事業に取り組んでいるところであります。

しかし、SDGsの17の目標の中には、本村の第5次総合計画の目標とリンクする部分があると考えております。

それから、各課の取組の詳細については、総務課長より答弁をいたします。引き続きまして、教育現場における答弁をさせていただきます。

近年、ESGや、堀田議員がご質問されておるSDGsあるいはサステナビリティといった言葉は、教育現場ばかりではなく、企業や社会で浸透しつつあります。これは、コンプライアンスと同様、企業にとっては、これから取り組まなければ未来はないというほど重要になってきております。最近では、脱炭素といった言葉がまるで合い言葉のように使われております。大企業のコマーシャルを見ても、文言が随分変わってきたと思います。

さて、堀田議員のお尋ねは、分別回収や環境保全、貧困対策、エネルギー対策、節水対策、人権教育などによる公平・公正な社会の担い手を育てることといった具体的な施策を列挙していることではないと判断しました。すなわち、社会ではこれほどESGやSDGsの取組が当たり前になってきている中、その本質的なことに気づいているかということだろうと思ったからです。

今、多くの企業は、その存在理由を見つけ出すことに懸命です。というのも、仮に今後10年間生き延びたとしても、その先の存在理由がなくなってしまう。そこで、企業の経営の目標にプラスアルファを見つけることが必要になってきているのだそうです。このように、企業は、企業の存在意義、つまり自分たちの向かうところを問うことが必要になってきているようです。これまでのように、金や物といった目に見える資産から、志といったような目に見えない資産を従業員が共有することによって、わくわくするような目標や、自社ならではの価値を創出する必要があるからなのです。

この考え方で、本村役場の職員組織を見た場合、2の質問にも関係しますが、私が従来から大事にしてきた、自分はこの役場で何をしたいのか、この役場の仕事を通じて村でどういうことをしたいのか、言い換えれば、どういう未来をつくりたいかという志の部分です。そのことを改めて問い合いながら、お互いがわくわくするような取組の中で、住民のための役場として機能を果たしていきたいと考えております。

学校現場の取組については、教育長から説明させます。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）それでは、各課からのSDGsの17のゴール・目標に関係した主な取組について取りまとめいたしましたので、ご回答させていただきます。

まず、保健衛生課につきましては、目標13「気候変動に具体的な対策を」に関しまして、西原村を含む熊本都市圏域18市町村共同で、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を策定した取組をしているところでございます。

産業課におきましては、目標2「飢餓をゼロに」に関して、安定した食料供給のために、生産振興と新規就農の促進により食料自給率の向上を図る取組をしております。

目標8の「働きがいも経済成長も」、目標9の「産業と技術革新の基礎をつくらう」についてでございますが、多くの雇用を生み出した新たな人材育成やイノベーションとの融合を目指すため、スマート農業の推進を図り、農業の重労働からの解放を実現することで農業人口の増加を目指すとともに、働きやすさを実現する取組を行っているところでございます。

目標12「つくる責任つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標15「陸の豊かさも守ろう」に関しましては、外来病害虫による被害は甚大であり、安定した農業経営には適切な防除が不可欠であることから、引き続き農薬の適正使用の推進を図るとともに、環境負荷の少ない技術、資材の普及に努める取組をしているところでございます。

企画商工課におきましては、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に関しまして、新・再生可能エネルギーの推進の取組を行っているところでございます。

目標11「住み続けられるまちづくりを」に関しましては、住民主体の地域づくり推進のための補助金の交付の取組をしてきているところでございます。

住民福祉課におきましては、目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」に関しまして、福祉タクシー料金の助成、生活困窮者等の自立相談支援、療育相談員の設置、社会福祉協議会との連携・運営補助、地域支え合いセンターの設置運営、地域子育て支援事業などの取組をしてきてございます。

その他の課におきましても、SDGsに関します基本理念や目標に関しては、第5次総合計画におきます各課施策事業の取組として実施をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）堀田議員の質問にお答えいたします。

現在、学校教育を通じてやっている中身を概括いたしますと、17の目標の中の4番「質の高い教育をみんなに」というふうに集約されるかもしれませんが、やっている中身といえば、SDGsの各目標に関するある特定分野に関する知識や理解能力を深めることだと思っています。

先ほど、村長から指摘があったように、SDGsを教育目標に取り入れる

には、それぞれの合理や理念を知る、学ぶということも大変重要なことですが、教育の目標として掲げるのは、家庭ごみを分別したり、マイバッグを持参したり、節水や節電をしたり、油を台所に流さないといった活動をしたりという、いわゆる実践あるいは貢献できる人を育てることだろうと思っています。現在、そして今後も、各学校ではそのような実践者の育成に力を入れていきたいと思っています。

具体的なことでお話をさせていただきますと、例えば先ほどもお話がございましたが、コロナ禍の日本国内で進行しつつある子どもの貧困問題を例に取り上げますと、中学校の教育の中身では、このことを何とかしたいと教師が考えた場合には、最終的には食品ロスの問題に行き着きますけれども、子どもたちが考えたときには、自分だったら無駄をなくす、分け合う、ストックしているものを供出するなどなどの意見が出ると思います。それを大事にしたいと思っています。

このように、今は社会科の例を取り上げましたけれども、社会科の教科だけに限らず、いろんな教科で日本の17の目標を下に、日本の足元で起きている問題を考えたミニテーマを授業の中で提案することによって、子どもたちの今持っている知識を最大限に活用して解決する方法を考えるという取組をしていくつもりです。また、していっているつもりです。つまり、場を改めたり、取り立てて提案するという感じではなくて、日々の授業の中で社会環境の変化に応じて生じた問題を提案するという形で取り組んでいければと思っています。

目指すのは、読み解くというインプット能力に加えて、解決するというアウトプット能力につなげることを重要視していきたいと思っています。

小学校の例を申し上げますと、今、小学校で力を入れているのは、最終的な段階がプレゼンテーション能力の育成でございますが、河原小学校の取組例をお話しさせていただきますと、現在、河原小学校は、カリキュラムの中に4学年を一緒にしたグループワークを取り入れています。縦割りで組織したグループを1単位として、違うテーマに取り組んでおります。先生方は、それぞれのグループに1人ずつ配置されておまして、あるグループは植物、あるグループは食文化、あるグループは地域の歴史といった具合に、植物の植生の特徴であったり、動物の命のつながりであったり、郷土がかけがえのないところであったりを体験を通して学んでいます。

このクラスや学年を超えた取組は、ふだんは教えられる立場の上級生が下級生に教える立場になります。これは、いわゆるコミュニケーション力や共同意識を子どもたちに育てています。それをアウトプットする、つまり外に出すということ、実践力を養うのは、そういったところではないかというふうに思っております。

今後の取組については、先ほども述べましたような現在の教育を推進し

ながら、SDGsの目標とゴールについての学びを深めていきたいと思いません。それを補完する形で、教育カリキュラムの中に、個々でやれる実践力と共同してやれる実践力を養うことに目を向けた計画を策定していく必要があります。先ほどは、ふるさと塾での学びを大事にしてほしいということヒントとしていただきましたので、大いに参考にさせていただきながら、教育委員会と学校が共同して取り組んでいきたいと思いません。以上です。終わります。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）今、教育長の答弁がありました。西原の小中学校、かなりこれ、私はSDGs、置き換えれば進んでいるものと思いません。

せんだって、今、教育長が言われた河原小学校の発表会、GIGAスクール構想の中でオンラインによる発表会がございました。これは、コロナの対策もありますけれども、その中で、子どもたちが子どもたちでニュース形式にしたり、ユーチューブ形式にしたり、それはすごい我々大人がびっくりするような発表会でありました。やはり、このGIGAスクールの最先端を西原村は行くんじゃないかなというような授業でありました。

それと、先ほど村長の答弁でありました、企業が、今、評価を受ける上で、SDGsの取組がいかにかに評価されて、重要性が重視されております。

熊本県では、SDGsに積極的に取り組む企業や団体を後押しするために、県内における事業者のSDGs登録制度を募集しております。前回の募集では442業者が登録され、村内では、1業者のみではありますけれども、登録されたということで、この登録のメリットとしては、県のホームページでその企業のPRをしてくれる。また、くまモン専用のSDGsのロゴマーク、これを名刺等に使用していいよというようなメリットがあるということで、企業さんのほうも積極的に取り組んでおります。

他の市町村の自治体でも、このSDGs登録制度を開設して、登録されたというだけで企業のメリットにつながる、企業の評価につながるということでされております。こういう取組も西原村でもあってもいいんじゃないかと思いませんし、ある自治体さんでは、市民活動スタートアップ支援事業ということで、住民団体、学校、NPO法人などが他のステークホルダーとの連携で取り組む地域課題の解決につながるSDGs達成の活動に対して、事業費の一部、大した額ではありません、10万円程度だったと思いませんが、補助しているということです。

これも、西原村で今後そういうことも考えられるのではないかと思いませんが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ありがとうございます。

多くのステークホルダーと連携してやっていくということは、まさに、現

在、西原村がやっているふるさと塾であったり、あるいは河原小学校でやっているいわゆる総合的な学習の時間での取組と、もうまさに合致するところでございますので、大いにそういった保障があるんですかね、そういったものも参考にしながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）それでは、ご質問の今後の取組という部分についてお答えさせていただきます。

今後の取組につきましては、SDGsの取組目標や基本的理念につきましては、大変重要であると認識しているところでございます。本村の今後の課題解決のための施策事業の検討にも必要な視点ではないかと考えております。

現在、策定しております計画期間内でございます第5次の総合計画や、まち・ひと・しごと地方版総合戦略の基本理念や目標とリンクする部分もあるということから、現在、策定している計画における施策事業は、当面は継続して計画期間までは取り組んでいきたいと考えております。

なお、今後、策定いたします2024年度以降からの第6次総合計画におきましては、このSDGsの基本理念や目標を反映した計画策定については、検討していきたいと考えております。

また、現在やっております施策事業につきましても、いろんな、今、議員のほうから言われましたSDGsの取組、他自治体のも検討できれば、その分、考えていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかにありませんね。

3回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）それでは、まとめます。

SDGsとは、最近広まった言葉、単語であります、本村においては、今、説明がありました、以前から行ってきた事業が幾つもSDGsに該当しています。このことは、他の市町村以上に実施しておると私は思います。

ただ、残念なことに、PRが足りないのではないかと。だから、外部にPRすることによって、西原村は、さっきの企業ではありませんが、SDGsに積極的に取り組む村として、日本一住みやすい村の復活、強いて言えば、移住・定住の促進の起爆剤になるのではないかとしますので、ますますの情報発信をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（山下一義君）答弁はよろしいですか。

○4番議員（堀田直孝君）どうぞ。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）堀田議員の一つの目標であるSDGsを村民の方々に知っていただきたいということが先ほどの質問等で分かっておりますので、これは行政、企業がするだけではなく、個人でできるのがいっぱいございます。

日本のSDGsの達成状況は、165か国の中の18位だそうです。ということで、日本は割と進んでおるんじゃないかなというふうに思っております。

達成できているのが、質の高い教育、それから産業と技術革新の基盤と、そして平和と公正をすべての人にとというのが、この3つは日本で達成しておるという話を聞いております。

改善が必要なのは、ジェンダー平等、要するに家事を平等に分担するとか、そういったこととか、気候変動に具体的な対策、これが遅れておると。海と陸の豊かさを守ろうとか、こういったところはちょっと遅れておるんじゃないかなと言われております。

その中で、個人でできること、これがたくさんあると思います。この個人で取り組むことも重要ではなかろうかなというふうに思います。村民に知らせるならば、早い話が節水、節電を心がけるとか、あるいはマイバッグやマイボトルといった簡単なことでありますけれども、これもSDGsにつながるということでもあります。そのほかにも、フードロス、食べ物のロスを減らすということですね。これも、2018年には、日本だけでも600tあったというふうな話も聞いております。そして、いろんなことで再利用、リサイクルを積極的にやっていければ、これは村民の方々個人個人でできることでありますので、そういったこともやっていただければなというふうに思います。

そのほか、いろんなことがあると思いますけれども、そういったことを住民に知らせるならば、「ゆうすい」あたりで知らせていただければなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）一回まとめましたが、もう一回。

○4番議員（堀田直孝君）そうですね、今回、うちの役場はかなり進んでいると先ほど言いましたけれども、皆さん、SDGsに関して、この17項目をしっかりと考えたことがあるかという、私も考えていませんでした、住民から言われるまで。

今回、この一般質問で問題を提起したことによって、課長会議が開かれて、さて、我々の課では何に取り組んでいたんだろう、それに対して、今度は各課長さんが担当者に、うちの課のSDGsって何かねというふうに問題を検討されたと思います。このことが私の一番の目的でありました。

これを皆さんが、職員の方がみんな分かった上で、このSDGsというのは、企業、行政、村長が言われたように個人、これが各自分たちのできるのは何かということを考えて、最終的な目的を達するということが大事じゃないかなと思っておりますので、ますますのSDGsに対する西原村の取組はこんななんだと、また本当に第5次総合計画の中にほとんど入っておると思いますので、それをもっともっと今度は住民の人にPR、分かってほしいと思っておりますので、今後よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（山下一義君）受領番号2番、7番議員、西口義充君、件数3件、発言



を許します。

(7番議員 西口義充君 登壇 質問)

○7番議員(西口義充君) 7番議員、西口、件数3件、よろしくお願いいたしますします。

まず、質問、総合体育館開館についてです。

熊本大震災から総合体育館開館までなりますと、ちょうど6年になります。この間、村として復興・復旧に大変な年でございましたけれども、村長はじめ職員の皆様の働きで、村のほうも一応復旧・復興のほうがめどがつかしました。また、村民の方々も、住宅再建も進んでいますし、まだまだ生活も大変とは思いますが、普通の生活に戻りつつあると感じております。

さて、今回の質問、総合体育館開館についての質問をさせていただきますけれども、我々が待ちに待った体育館の施設が令和4年4月から開設とのこととありますけれども、その点で落成式及び何らかのイベント等の計画は考えておられるのか、またどのように考えておられるのか。また、オミクロンも発生しておりますし、どうなるか分かりませんが、コロナが収束しておれば、コロナがなかったならば、どのような形で今後進めていかれるのか、お考えをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(山下一義君) 村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) 1件目の総合体育館開館についてというご質問でございます。

計画して約10年ほどかかりました。ようやく体育館が出来上がりまして、あとは周りの公園整備に今から着手してまいります。

まず、本事業の経緯や経過についてご説明申し上げます。

この事業は、平成23年度に、本村の主要な体育施設であります西原村農林漁業者トレーニングセンターが建築後約29年を経過し、施設や設備の老朽化、利用者のニーズや本村で開催される多数の来訪者がある各種大会への対応ができないなどの問題提起に対し、大規模改修するのか、あるいはまた別の場所で新規建設を検討するのかということで開始しております。

検討に当たっては、第1段階として、村議会の代表の方、小中学校長、各種団体関係者等を委員として構成する総合体育館建設検討委員会及び役場庁内関係課で構成する総合体育館建設庁内幹事会を設置し、現在の施設を改修して活用するのか、あるいは新規に建設するのかを審議していただきました。その結果、新規に建設すべきという結論をいただき、総合体育館建設委員会及び庁内建設幹事会での審議を経て建設基本構想を策定いたしました。その後、平成25年度に総合体育館建設委員会及び庁内建設幹事会の審議を経て建設基本計画を策定しております。

当該事業実施に当たっては、国からの財政支援が不可欠であることから、

補助事業や交付対象となる交付金を精査した結果、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、これは施設整備の補助率2分の1を活用し、事業実施を決定しております。

この間の経過は、平成27年度に用地購入及び公園・体育館の測量設計業務委託を実施しております。

平成28年から、いよいよ計画地内の造成工事に着手する計画でありました。そのことで、国からの財政支援も、本村からの交付金要求額の約95%の予算配分をいただいたところでございます。

そのことを踏まえて、平成28年度早期の工事発注を予定しておりましたがけれども、4月に熊本地震が発生し、多くの被災された住民の方々の避難生活から住まいの確保が急務という判断から、本事業での建設計画地約4.8haに災害応急仮設住宅312戸を建設し、入居していただきました。

そして、熊本地震の経験を踏まえ、今後、必要な空調施設、飲料水等の確保、防災公園としての機能などの検討があり、変更設計の検討を行い、事業費の見直しを行いました。

令和元年12月までに宅地復旧事業が終わった宅地にご自宅の再建が進み、仮設住宅に空き家が増え、孤立化の防止とコミュニティーの維持形成を目的として、仮設住宅のC棟、D棟、E棟の入居者をA棟、B棟へ集約化を行いました。

その後、仮設住宅のC棟、D棟、E棟の解体も進み、令和元年度の国の補正予算で防災・安全交付金の採択を令和2年1月にしていただきました。

令和2年3月に、総合体育館新築工事の契約に至りました。

令和2年5月に、起工式・安全祈願祭を、コロナ禍ということもあり、人数を絞って、合計23名で開催となりました。

その後、順調に建築工事も進みまして、外構工事を含め、今年の11月30日に総合体育館の引渡しを受けました。

事業費といたしましては、総合体育館新築工事事業費合計の20億4,684万9,200円でございます。

現在は、今回の議案にもありますとおり、備品関係の納入及び消耗品等の準備を進めていき、また補正予算に計上しておりますトレーニングマシンなどの機器をそろえて、3月下旬頃に総合体育館の落成式を行いたいと思っておりますが、今回の落成式は規模的にはそれほど大がかりではなく行いたいと思っております。

最終的には、公園全体の事業が完成してから、お世話になった方々を招いて、大々的に竣工式を兼ねた村民参加型の復興祭的なイベントを開催したいというふうに思っております。

コロナ禍の中で開催できるかというご質問もあっておりますが、そのときの状況で判断したいというふうに思っております。そういったことで、体育

館の落成式と、最後には全ての竣工と復興祭という形で進めればなというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）全て公園整備が済んでからの復興祭というようなことでございますけれども、今回の式典というのは、どのような形で、一応式典はされると思うんですけれども、落成式は、行政関係だけでやるのか、行政と議会だけでやるのか、スポーツ関係者も入れてやるのか、そこら辺はどのように考えておられるのかなど。来年、2年後となると、また大イベントになると思いますけれども、今回の式典だけは、もう小まめにやるということでもいいんですかね。いかがでしょう。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の体育館の落成式は、それからまた2年後には全体的な竣工式あたりをしなくちゃならないということで、多くの来賓が、今回、少しは絞ってやりたいというふうに思います。行政側と工事関係者と県あたりまではお世話になるかなと思いますけれども、それはどこまで案内を言うかは、今後、検討していきたいというふうに思います。何しろ、落成式をしなくちゃならないのは、落成式をしないと体育館が使えませんので、そのために一応落成式をしようかということでございますので、よろしく願いいたします。

○7番議員（西口義充君）はい、分かりました。

続きまして、体育館施設管理について質問させていただきます。

教育委員会が施設管理担当と思われませんが、施設運営に向けての考えと今後の方向性についてどのように考えておられるのかということでございます。

4月から体育館のほうも開設となりますと、職員の配置等もありますし、いろいろ職員数も増やしていかなくていけないのかなと思います。そういう中で、教育委員会として、今、考えておられることをここでお知らせいただくならばと思います。よろしく願いします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの西口議員のご質問にお答えいたします。

総合体育館の管理運営につきましては、教育委員会が施設管理担当課となるということで思っております。

現在、村民のスポーツ等の振興を図るとともに、健康の増進及び文化の向上に資するために、施設等の条例等の制定に向けまして、近隣自治体の管理運営等を参考にしながら、情報収集、庁内会議の打合せを行っているところでございます。何分にも、開館まで、もう先が決まっておりますので、なるだけ早めにその辺は詰めていきたいと思っております。

これまでの既存施設の利用状況や今後の利用予測を鑑みた場合に、開館時間や休館日の設定、これからの村内外を含めた利用状況を想定した料金体系

などを含めまして準備を進めているところでございます。

当面の間、本村の直営で運営するということでしておりますが、使用料金や光熱費、保守維持管理などの経費を把握しながら、今後は毎年の料金体系を検討しながら、財政と打ち合わせながら、管理運営には違った方面に進んでいくのではないかなと思っております。

それで、近隣の自治体の指定管理者委託というのが多くなっておりまして、その辺も含めたところで、今後、検討するところが出てくるかなと思っております。経費の面やサービスの面、維持管理など、メリット、デメリットを十分精査しながら、運営方法の一つとして検討していきたいと思っております。

先ほど、村長も答弁されましたように、3月下旬、落成式の予定ということですので、4月に人事異動が終わった段階では、4月からは開館はできるかと思っております。開館はできるかと思っておりますが、その後の準備等がいろいろ発生しますので、利用状況については、今からちょっと検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）本当に、待ちに待った体育館の使用ができますので、住民の方は本当に大変喜んでおられると思います。雨の日も室内で散歩ができるというようなことで、またスポーツジムのほうの機械も、今回、予算組んでありまして、これも入るということで、皆さん、本当に待ちに待った体育館ができたなという思いです。私たちも大いに活用させていただきたいと思っております。

管理人までは、本当、課長言いますように、あと何か月もありませんので、教育委員会のほうは大変だと思っておりますけれども、近隣等の情報も入れながら、全てうまくいくように、職員の配置も大変やと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

この件については、これで終わります。

次に3点目、西原村に新たな企業誘致用の工業用地計画について質問をさせていただきます。

世界大手の台湾企業T S M Cが熊本県菊陽町へ進出が決まりまして、国も国産生産基盤強化、先端半導体誘致が進められます。県でも、関連企業の誘致の報告もありますし、今後ますます熊本空港周辺は変わっていくと思っております。

西原村も、立地的にもよく、この機会を逃すことなく計画を進めていただくことはできないかということで話を進めさせていただきます。

熊本県でも、新聞等で先日載っておりましたけれども、半導体産業集積強化推進本部が開催されまして、半導体関連企業の集積が円滑に進むように県庁挙げて、また地元の人材確保や交通網の整備を進めていくというようなこ

とが発表されています。

また、知事よりも、新工場周辺に限らず、阿蘇など県北の広範囲まで意識した産業集積都市づくり視点も求めるというようにも述べられております。空港周辺が一番じゃないかなと思いますけれども。

また、菊陽町では、半導体産業企業誘致推進本部、プロジェクトチームが発足いたしました。今後、建設を支援するためにスピードを持って物事に当たるといふようなことで、早速動いているんじゃないかと思っておりますけれども、渋滞緩和のための道路整備、ある程度は予測して、いろいろ道路ができておりますけれども、今後、まだ新しい道がどんどんできると思っております。また、それに伴います従業員の定住促進のための宅地の整備等も進められるんじゃないかなと思っております。いろんな課題においても、迅速に実行し、施策を取り入れ、実行するといふようなことで、町挙げての準備にかかると思っております。

また、熊本市でも、菊陽町と同じようなことで、市長もTSMCについては、熊本市も大きな影響がありますので、これに熊本市はもとより、九州全体の経済の発展の礎になるんじゃないかというふうなことで、千載一遇のチャンスであるといふようなことで捉えておりますし、多分村長もそう思われていると思っております。

また、経済産業省が、半導体産業復活に向けた支援策を2030年まで、3段階的に推進する基本戦略を公表いたしておりますし、工場を誘致して先端半導体の国内生産力を上げる、確保するといふふうなことをうたっております。

第1段階で、今回、TSMCが第1号になりますけれども、補助金など、複数年度にわたる継続的な支援、そして国策として半導体支援、また国内の今までの既存の製造会社、基盤づくりの刷新に向けた支援を行うといふことで、関連企業に対しても相当な支援策が行われると思っております。日本は大きく変わるんじゃないかなという思いであります。

2段階目は、20年代後半に向けた日米の連携で、高性能な次世代半導体の開発も一緒に進めていくといふようなことで、これもすごいなと思っております。

3段階では、30年代以降、実用化を目標として、電気配線を光配線に置き換えるといふ、省エネ性能を高める革新的な技術開発も一緒に取り組んでいくといふようなことで、我々、電気配線も変わってくるんじゃないかなと。省エネに向けて、日本は大きく変わると思っております。

さて、西原村は、ほかの市町村よりもいち早く復旧・復興が進みました。村長はじめ職員の皆様方の一人一人の熱意と努力で、住民の方々への早く復興させたいという思いが形として表れたものと思っております。改めて感謝申し上げます。

今回の工業団地誘致計画を進めるに当たりましては、西原村の未来と発展

のための千載一遇のチャンスではないかというふうに私も思っております。本村でも、開発プロジェクトチームを早期に立ち上げを進めていかれることに私も期待しております。今の西原村の村長と、今の職員の顔ぶれを見れば、必ずできると私は思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

震災直後から、職員の皆さんは本当にこう、休みなく、夜遅くまで、そして復旧に向けて頑張ってくださいました。それで、一応復興も終わりました、一応一段落していると思いますが、本当は職員の方も大変苦労されておりますので、ゆっくりさせたいなという思いはあるんですけども、やはりこのようなチャンスは二度とあるかないかというようなことじゃないかと思っておりますので、ゆっくりさせたいと思っておりましたけれども、このチャンスを、また職員の皆様方に頑張ってください、いち早く実行、行動に移していただくなればという思いでございます。

そこで、村長、いかがでしょうか、計画等はどのように考えておられますか、お願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）大事な新たな企業誘致ということで、まずその前に、その用地の計画はないかということでございます。

今、議員も申されましたように、今までは震災からの復興ということで、住民の方々の命を守ると、あるいは生活の拠点である住まいの再建ということが一番掲げて進めてまいりました。ようやく先のほうが見えてまいりました。あとは、創造的復興である公園整備をすれば全てが終わるんじゃないかなというふうに思っております。

今後、村にとって何が一番いいのか、そういったことも考えながら進めていかなくちゃならないということで、目標のその中の一つが企業誘致ではなかろうかなというふうに思っております。

今回、TSMCが、台湾の企業でありますけれども、世界最大規模の半導体企業ということでございますが、日本で初めて国策として菊陽町に進出されることになりました。

TSMCが熊本を進出先に選んだのは、顧客であるソニーグループの画像センサー工場が立地していることが大きいと思われま。台湾は、近年、半導体生産に欠かせない水の不足や大規模停電に見舞われて、そこに日本政府からの強い働きかけもあり、リスク分散の観点から熊本に生産拠点を設けるということをしたんではなかろうかなというふうに思います。

半導体製造能力の約6割は、台湾、韓国、中国に集中しており、新型コロナ禍の影響などで供給網が混乱し、国内の各製造産業等にも影響を与えております。海外に依存するのはリスクも大きく、TSMCが熊本に工場を新設することで、国内に製造拠点を確保でき、国内企業への安定供給にもつなが

るというふうに思われます。

また、国内に先端の半導体工場ができることで、関連産業の活性化につながり、装置や材料のメーカーがTSMCと一緒に製品化を見据えた研究開発に取り組むことや、既にある企業が規模拡大することも考えられます。

そして、1,500人を新規雇用することで、定住する人の増加で、周辺に新たな住宅需要が生まれることや、宿泊施設、飲食、観光にも好影響が及ぶ可能性も想定されます。

ただ、1,500人の雇用という、1,500人の技術者を集めるということになれば、既存の企業から引き抜きとかお誘いもあるんじゃないかなということも心配をしております。

現在、熊本県でも、空港周辺の自治体等で工業団地の候補地を検討されている状況でもございます。木村副知事も、各自治体の状況を見て回っておられます。本村にも来ていただきました。用地を確保したほうがいいですよということで来られました。

県の状況を見てみますと、県所有の工業団地で臨空テクノパーク、菊池テクノパークを持っておられますが、今のところ、TSMC進出発表後も関連企業からの問合せはないということでもございました。TSMCというと、やっぱり自分の工場の周りに関連企業も来たほうがいいというふうな思いもあるんじゃないかなということも思われます。

このような状況の中で、村として、先行して工業団地造成を行って、用地を用意しておくことも、これも企業誘致には有利な部分でもございます。

しかしながら、県内の状況でも、まだ空き地がある状況の中で、企業が求める用地の面積等もあり、どの程度の規模で造成するかなど、いろんな問題があると思われ、また造成したならば、企業が進出するまでは管理費がかさむという状況でもございます。しかし、これに惑わされることなく、造るときは造るという考えでもございます。

刻々と状況が変わってくると思いますので、県企業立地課とも相談しながら進めていくなればなというふうに思っております。

企業誘致に関しては、令和元年12月議会の一般質問で、坂本議員からも企業誘致について質問されておりますが、今回は本当にこういった大きな会社が来るということで、我々も真剣に考えなければならないというふうに考えております。ぜひ前向きに、候補地の、まだ申し上げられませんが、選定を県と、相談しながら進めてまいります。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）村のほうでも、村長の答弁にありましたように、準備をしていくというふうなことでございます。本当、ほっとしております。

やはり、西原村は、いろんな事業で村長も大変だったと思いますけれども、公園整備ができれば、ゆっくりできるのかなと思いますけれども、また工業

団地誘致となりますと、また大事業になると思います。

しかし、先行投資は村の財産にもなると思います。村長が、新聞の中で人口増へ向けてのお話をされておりましたけれども、やはり西原村は今のままでは、人口回復と魅力ある村にというふうなことで、これは全てにつながるんじゃないかなと思うんです、企業誘致ができればですね。

関連企業でソニーが来まして、西小（菊陽西小学校）も相当人口増えました。若い人たちが来ております。また、今回、国のほうも、こういう半導体関連には補助金を出すというようなことも言っておりますので、村のほうでも増築されるところも出てくるんじゃないかと思いますし、また従業員の方もそれに伴って増えてまいりますので、西原村のほうでも人口はある程度増えて、ある程度めどがつくんじゃないかなと思っております。

ぜひ、このチャンスを、村長はじめ職員さん一丸となって、我々も一生懸命、議会のほうでも応援したいと思っておりますので、どうか検討もしながら頑張っていたきたいと、これが私の最大の願いであります。村長、お願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）企業誘致となれば、村にもかなりのメリットがあるということも重々承知をしております。これは吉井課長のお話でありましたけれども、経済波及効果分析シートというのが発表されております。

企業が立地する際に、建設費用や建設投資額により県内の経済にどのような波及をもたらすかという分析ツールが熊本県から出されております。例えば、半導体の企業が村内に立地する場合、工場建設費用10億円、設備費5億円、合計15億円が投資されたと仮定し、この分析ツールを使って試算しますと、経済波及効果として約19億円、雇用が182名になるという結果も出ております。

こういったことを聞けば、我々も黙っておるわけにいかないということで、必ずとは申し上げられませんが、工業用地の土地を確保したいと。今回ばかりではございません。やはり、突発的に、工場を造りたいけれども用地ありますかと言われても、それをいろんなしがらみがございますので、農振とか農業委員会とか、いろんなところをクリアしていかなくちゃなりませんので、図面がないと外されないというところもございますので、そういったことを踏まえると、やはり用地を確保しよう。用地を確保しても、その用地はまた工場のほうに売りますので、村が損失するのはそうはないということでもあります。

早く来ていただければ来ていただくほど経費もかさまんということでもありますので、そういったことも踏まえて進めていきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）3回目、まとめてください。

○7番議員（西口義充君）ありがとうございます。



何かこう、西原村にそういう企業が来て、人口が増えて、若い者も増えてくれますと、村の活気も出てきまして、西原村に夢が持てるような気がいたしました。何しろ、夢が持てるような村に皆さん方と一緒に頑張っていきなればと思いますので、ぜひこの夢を実現させていただいてもらいたいと思います。

これもちまして私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）これより暫時休憩します。

（午前11時10分）

（午前11時19分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、3番議員、小城保弘君、件数1件、発言を許します。

（3番議員 小城保弘君 登壇 質問）

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。よろしくをお願いします。

今現在、新聞等でもいろいろ、コロナ、コロナで、もう政治の不安問題とか、いろいろな問題で、新聞にも暗い話ばかり出ております。その中で、新聞等も、何とか明るい話をしようというようなことで、神楽とか獅子舞とか、いろいろな芸能のほうの写真つきで出ております。

そこで、私も、無知ではありますが、ちょっと言いたいことが、西原村が今継承している伝統芸能保存について聞きたいと思います。

今、伝統芸能で西原村が承認している芸能保存というのは幾つぐらいあるかということを知りたいと思います。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）小城議員の質問にお答えいたします。

小城議員におかれましては、日頃から村の教育行政へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、村が今、何団体認めているか、認証しているかということになるかと思うんですが、私どもが今確認しているのは、休止状態の団体も含めて、伝統芸能保存会は、1つ目が12年周期で執り行われます県指定無形文化財のお法使祭の実施団体、お法使屋会が1つ。それから、各地域で継承されている宮山神楽保存会、2点目。3団体が、阿蘇四ノ宮神楽保存会、それから4団体目が河原神楽保存会の4団体であるというふうに認識しております。

○3番議員（小城保弘君）分かりました。

それで、西原村の。

○議長（山下一義君）ちょっとお待ちください。教育長、よろしいですか。

はい、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）今、出ました2団体の、西原村で行われているのが

2団体ですよね。お法使祭と宮山神楽保存会、ちょっと後で神楽保存会のことは言いますが、お法使さんも菊陽町、益城町と西原村、この2町1村で回っているということで、これを1年に1回回ると、益城町が4集落、菊陽町が4集落、西原村が3集落で11集落で、12年に1回回ってくるということですが、12年に1回じゃないかと、11年じゃないかということをお聞きしたら、益城町の平田のほうで2年続けてされるということをお聞きしまして、これも600年の伝統を守っているということで機関誌がちょっと出ておりましたけれども、この西原村も3地区ほどやっております。1地区が瓜生迫、2地区が秋田、土林、それと門出、田中、星田というように3地区のほうがお法使さんをやっているわけです。

このお法使さんについては、西原村独自でございませぬし、菊陽町も益城町も入っておりますので、そのこのところの600年の伝統というのは、ちょっといろいろな町村の兼ね合いもあって、あまり調べたいというか、そんな、こっちから言うあれではありませんので、私が言いたいのは神楽保存会、今、教育長が言われたように、神楽保存会が西原村独自でやっていると思います。

これも、歴史は長く、もともと熊本県神楽保存会として入ってきて、その後、肥後神楽保存会というふうになっていると聞きました。

今、言われましたとおり、休止の分もありまして、西原村では4団体の神楽保存会が戦後、戦前はいろいろなところであっていたということで、戦後またそれが復活しまして、たしか4団体あったと思います。一番初めが、宮山神楽保存会、名前は正式じゃないかと思いますが、2番目が河原保存会ですね。それと、3番目が新所保存会、4番目が滝保存会で、これも肥後神楽は全部一緒のものですけれども、鳥子の一宮、小森の二宮、宮山の三宮といいます。滝が四宮ということで、それと河原が白山姫神社、すると新所のほうがたしか菅原神社だったと思います。この4集落で、以前、地域地域の神楽が行われていましたけれども、今現在、宮山神楽保存会というような形で1団体しかやっていないということです。

西原村も、その神楽だけじゃなく、保存会というのがほとんどありません。合併して、ちょっと記憶が度忘れして分かりませんが、山西と河原が合併して60年からたっていると思います。保存会のほうも、合併した経緯、その後のあれということをお言いますと、もともと白山姫神社も河原でした。滝の保存会も河原ですね。宮山、新所は山西ですね。合併して、なら、その合併したとき、どうかと言われると、同じ肥後神楽であって、昔だからビデオもテレビもございませぬので、ただ手取り足取りで笛、太鼓、踊りを教えてきたわけです。

それで、例えば宮山保存会と河原保存会は踊りが違うじゃないかと言われる方もおります。でも、それは昔からで、ずっと手取り足取りで教えてきて、違ったところもありますし、こぎゃんしたら格好ようにやいか、ぎゃんとが

音が良くにゃあかということでなってきたそうです。神楽自体は肥後神楽ということで、今、私が申し上げました神社のほうは、もともとと同じ神楽でしたということを二、三の大きい神社のほうに聞いたら、もともとの踊りは一緒に、その間の中に変わってきたから、もともとの踊りは一緒ですということをおっしゃったので、これが今、宮山神楽保存会が一つで、これがなくなれば西原村の神楽の団体が全部なくなって、もう神楽保存会がなくなってしまやせんどかなという、ちょっと私もそういう気持ちがありまして、これを今、高齢化と会員不足でやっております。

私も、ここにおられる中西議員も、宮山神楽保存会というところに参加しておりますけれども、この宮山神楽保存会が、今、一つしか神楽をやっておりません。高齢化に伴い、若い人たちも宮山神楽保存会には1人、2人入ってきておられますけれども、これを継承していくというのはなかなか難しく、今、中心になっている神楽保存会の方々が、もう年だからやめると言われれば、なくなってしまいます。

これを、どうにか4団体で、3団体が休止して、もう1団体しかありませんので、神楽はもともとと同じ神楽ですので、これを神楽保存会、一つにまとめて西原神楽保存会としてご協力はしてもらえないかというのが私の提案です。

いろいろな、4つの神楽保存会の方も、全部ではありませんけれども、河原神楽保存会とか、新所の保存会、それは同じ神楽だからいいでしょうというふうな感じで、正式にはもらっていませんけれども、話は聞きました。これを何とか一つにまとめれば、西原神楽保存会としてご協力をいただければ、ずっとこれが、若者たちも何人か入ってきて継承できるんじゃないかというふうに思っております。そして、これに対しては、西原村のPRとして、子どもたちの、継承するに当たって、子ども会の社会勉強にもなっていくますし、また西原村の観光にも役立っていけるんじゃないかというふうに思いますので、何とぞご協力のほど、一つに神楽をまとめるというご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）小城議員の2点目の質問にお答えいたします。

会員の高齢化と会員不足により存続が危ぶまれている神楽保存会の継承のために、保存会を取りまとめるということについてのご協力依頼だというふうな受け取っていますが、今お聞きしたところによると、一つにするということに関しては、全て承諾を得てはいないんだがというふうなところがありましたので、私どもは、何らそのことに関して辞退申し上げるとか、そんなことは全く考えていません。協力はしていきたいと思いますが、ただ、その点に関しては心配しているところがございます。

といいますのは、その前に、村全体として、本村に伝わる神楽を後世に伝

承していくということは文化の伝承でもございますし、大変意義深いものであるということは認識しているつもりでございます。

先ほどの話の続きになりますが、ただ一点、心配しているといいますか、懸念していることは、ご案内のように、各地で継承されているものは、たとえ本来が同じものであっても、先人からの、小城議員の話によると、手取り足取りというふうなものもありますが、いわゆる口伝でございますので、少しずつ地域によって衣装や舞い方に違いが出てきていますよね。そのことが、むしろ特徴になったり、あるいは特色というものになっているのではないかと、いうふうに考えているんです。

そうなりますと、統一するという形になると、そういうことが薄れてしまいやしないだろうかというふうなことが懸念されるんです。ですから、そのことを再考していただくといいますか、地域に戻っていただいて、お話を再度していただくというのは難しいことでしょうか。

それと、懸案の事項に関して、私どもから提案として申し上げさせていたいただきたいのは、人員不足や後継者不足の解消対策として、ほかのところでも行われているようなことなんですけれども、一例ですけれども、生涯学習講座あるいは総合学習のスポーツクラブ活動として、現役の神楽保存会の方々を講師としてご協力いただきながら、神楽の舞や楽器などを学ぶ場をつくるということで、伝統を知ったり、神楽の魅力を伝えるというふうな取組をしていったらどうかと、今、考えています。その取組をしていく中で、ああ、団体はやっぱり一緒になったほうがいいかもしれないとか、そんなふうな話になっていければ幸いだなというふうに、今、考えているところなんですけれども、いかがでしょうか。

お互いに伝統を継承するということは、かなりエネルギーや、あるいは強い思いというのが必要だろうと思います。教育委員会としても、神楽保存会の皆様が先頭に立っていただく、そして伝統を残し、後世に伝えようとする取組に微力ながらお手伝いするつもりでございますので、何とぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山下一義君）小城議員、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）今、教育長の言われたとおりに進めてもらえればなというふうに思いますけれども、実際的に昔から入ってきた伝統は継承していかんやいかんという、なくなれば終わりなんですよ、これは。どこかが持っていかなきゃ、今、1団体しかない宮山神楽保存会がなくなれば、もうこれ神楽保存会の継承というのは、この村からなくなります。

今、宮山神楽保存会というのが、もともと戦争に行く前の人たちがほかの地域に神楽を教えていったという事例がありまして、その人たちから習いまして、もう40年以上、同じ人間がやっているわけですよ。それで、何とか神楽を舞ってくれと言ってから、その1団体のところがいろんなところに行っ

ております、鳥子神社や小森神社、宮山神社。

それで、以前は上町、下町、ずっと行っておりました。これは、行けるのが皆、同じ肥後神楽系列だから行けるということであって、伝統の継承という意味で、ほかの部落部落で4部落やっているのがいかんじゃないかと言われると、そこがなくなれば、もう全部なくなるわけですね。今、1団体しかない。神楽自体がなくなれば、西原はなくなる。そして、西原も、山西と河原、合併してもう60年くらいなると思いますけれども、要するに河原、山西も、その前からも同じ神楽をやっていたということで、これが一番の継承のなりやせんだろうか。

そして、若い者もなかなか入ってきませんので、今、西原村に住んでいる人も住んでいない人も、その神楽を習いたい、僕は好きだから、ああいうのが好きだからというような人たちがおれば、やっぱり子どもの教育の継承としてもいろいろやっていって、子どもにも教えて、大人のほうにも教えて、それをするには、いろんな神楽のある中で、肥後神楽は同じだから一つに持っていかなと、こっちの神楽、あっちの神楽、昔はぎゃあして踊りよったけど、踊りはこれ教える、こっちはこやんだけ教えるとなれば、ばらばらになってしまうわけですね。もともと一つの神楽だから、その肥後神楽というのをもう一度、再度確認をして、そのように練習して継承していったほうがよりよいんじゃないかと思えます。

そのご協力は、教育長が言われたとおりに、お世話になるならというふう  
に思っております。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ご理解いただき大変ありがとうございます。

教育委員会としても、小城議員の言われる、何とか地域に伝統として残したいと、今は一つしかないんですと、そのことすらなくなったら、もう伝統どころではないという強い思いは分かりますので、何とぞ生涯学習講座あるいは総合型スポーツクラブの講師としてご活躍いただきながら、そのことをさらに高めていければと、お互いに煮詰めていければと思っておりますが、それでよございませうでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）3件目、まとめてください。

○3番議員（小城保弘君）村長のほうに答弁、もう一つお願いいたします。

お法使祭で、600年の機関誌を作っておる中で、西原村長と益城町長、菊陽町長の文面も見ましたが、3人とも、これは非常に難しい、もう継承するというのは大変難しいことだけれども、伝統として残していく必要があるというふうに各市町村長あたりも言っておられますので、そのところは今後、どう村長はお考えのことか、答弁お願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）まず、大事なことは、神楽を舞うとか、笛とか太鼓とか

いろいろありますけれども、それをされる方々が一つにまとまろうじゃないかという、その気持ちが一番大事じゃなかろうかなと思います。我々が一つにまとめて、後でもうこっち来なさいじゃなくして、そこの今までのおられた滝の宮、小森の宮、鳥子の宮、宮山の宮とありますけれども、一つになった場合には、新所も、うちも始めますと言われるかもしれません。滝も言われるかもしれません。1団体として4つも5つも回ることが、大体ほとんどが11月23日だろうと思いますけれども、それ可能なのか。1団体でつくってもいいけれども、1団体を2班に分けるとか、そういったことをしない限り、5か所ぐらい回ったら多分厳しいんじゃないかなとも思いますけれども、保存会は保存会として必要なことは十分分かります。

今、私は1団体にはしませんでした。滝はしようかなと思いましたがけれども、滝もしていないということは宮山保存会だけが残っておるということでもありますので、これ舞妓の舞もそうですが、太鼓、笛、言葉のやり取りとか、あるいはしきたりとか、今までは面々がそうであったのを、それを一つにしなきゃならないということで、それを一つにするということは、それなりのエネルギーが要るんじゃないかなというふうに思います。改めて最初から習わないかんということで、その習得がスムーズにいくのかなとか、いろんな問題もあります。

だから、今、小城議員が上鳥子のほうにも来ていただいておりますけれども、そういった方々と、やめておるところの、もともとの神楽をやっておられた方々が話しまして、一つにしようじゃないかということをしていただければ、村としてはお手伝いはできるかなというふうに思いますので、そこら辺もしっかりと、今後、検討していかなくちやならないんじゃないかなというふうに思います。

一つにすることを、反対じゃございませんので、いいことでありますので、そっちはそちらのほうで進めていきますけれども、だから子どもたちに教えるにしても、誰かが教えないと分かりませんので、そういったことも、今、頑張っておられる方々から教えていただければなりませんので、そこら辺も一緒に、なら協力してやろうということにつながれば、一つの団体にして舞っていただくということも可能ではないかなというふうに思います。

ただ、先ほど言いましたように、11月23日、1日限りの各集落の祭りでありますので、そこで全部回らないかんというのと、5か所も回れば大変きつい労働でなかろうかなと思いますけれども、そこら辺も踏まえて全体的に、今、もともとあった神楽保存会等の方々全てが集まって話をしていただいて、どうするかということを検討していただければありがたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○3番議員（小城保弘君）村長の言われたとおり、神楽保存会の取りまとめの

ほう、ご協力お願いして、人間が多く集まれば、村長の言われたとおり、西原村神楽保存会を2班、3班できれば、分かれて回ることも可能になりますので、そこをちょっと取りまとめて、分けてするのが、人員を増やさなければ何もかもできませんので、人員を増やして、そうすれば何らかの形ができると思います。

地震から神社仏閣のほうも大分壊れまして、大変な損害をして、国・県・村あたりも大変お世話になって、地元の高齢者なんて、心のよりどころというところでは、ハード的対策というのはほぼできたんじゃないかと思います。あとは、心のよりどころですね。住民の心のよりどころをどう思っておられるかですね。だけど、ハード的対策はできましたので、今後、ソフト的対策で持っていくならというふうを考えておりますので、よろしく願いしておきます。終わります。

- 議長（山下一義君）小城議員、お法使さんの件に関してはよろしいですか。
- 3番議員（小城保弘君）お法使さんの件に関しては、ほかの町村も入っておりますので、そこまで私も十分に調べておりませんので、いいです。
- 議長（山下一義君）これより暫時休憩します。

（午前 11時46分）

（午後 0時58分）

- 議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。  
受領番号4番、2番議員、高本孝嗣君、件数1件、発言を許します。  
（2番議員 高本孝嗣君 登壇 質問）
- 2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。  
本日は、一般質問通告書に書いておりましたとおり、村内における医療充実についてを題材に質問させていただきます。  
先月のこの場所において、西原中学校の第2回生徒議会定例会があったと思います。そのときに、今回、私が質問させていただいております内容と同じような質問があったと伺っております。今回の質問については、多くの村民の方々が村内医療について危惧しているところでもありますので、期待ある答弁をお願いしたいと思います。  
まず最初に、村内の一般医療施設が1医院となりました。今後、団塊世代の方々が後期高齢者医療対象者に迎え始められます。ますますの医療拡充が必要ではないかと思えます。村として、現状の医療施設体制をどのように思っておられるのかであります。  
私が幼少期の頃は、数件の診療所、最近まではありました久保田医院などがあったように記憶しております。ついに、本年4月には1医院となり、今後、本村での医療体制がこのまま続くと、村民の方々の安心した生活ができるのか、不安を感じます。

まだ2医院あった昨年に、私がインフルエンザの予防接種を村内医療機関への予約を行いましたときに、両医院でも予防薬が少なく、接種、予防が厳しかったことがありました。

今年は、先日、インフルエンザの予防接種の予約を取り、予防接種に行きました。予約はすぐ取れたんですけども、接種当日の予防接種希望者が多かったのか、医院に行ったときに駐車場は満杯で、医院内の座席がないくらい混雑しておりました。医院での待ち時間も数時間とかかり、先生や看護師の方々の休息时间もないように感じ取れました。

今現在の1医院の体制のままですと、この1医院の負担が大きくなり過ぎはしないかと心配しているところでもあります。

今後、インフルエンザの予防接種だけではなく、新型コロナウイルス感染防止の一般診療所での予防接種も可能になると思っております。それに加え、新型コロナウイルス治療薬も開発されると思います。そうなりますと、当然ながら、村内での治療希望者の方々が増えると予想しております。

また、来年から、団塊世代の方々が後期高齢者医療対象者となります。ただ、村における団塊世代の方々よりも、団塊世代の後に生まれた5か年の方々、要は昭和22年生まれから昭和26年生まれの方々の団塊世代と、昭和27年から昭和31年生まれの方々の5か年間、その間に生まれた方々10か年が当村における団塊世代規模となっております。今現在では、これらの年齢の方々、事業などをお持ちの方々は、治療に取り組みながらも、仕事や充実した日常生活を諦めることなく、自分らしい生活を送られるように、自家用車などを利用され、近隣市町村などの病院にも通院されていると思います。

しかし、5年、10年もたてば、運転免許の返上もされる方々もおられると思います。そうなれば、自分らしい日常生活を送られるように、自動車、自家用車の使用からタクシーなどを利用し、村内などの近くの診療所へと病院替えや転院される方も増えると予想されます。

そのことも踏まえ、考慮していただいて、村としての医療体制をどのように思っておられるのかをお伺いしたいと思います。1点目です。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）高本議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

村内における医療充実についてという質問事項でございます。

1医院となって、大変心配されての質問ということで、ありがたく思っているところでございます。

今言われましたように、昔は4件も5件も病院がございました。というのは、やはり近くにないと、車がないと、昔は行くのにも時間がかかると、遠いところでということで病院が多かったんじゃないかなというふうに思



っております。

令和3年3月末をもって永広医院が閉院されました。村内の医療機関は、のむら内科クリニックのみとなっておりますのでございます。

今後、今、申されましたように、団塊世代が後期高齢者となり、西原村の65歳以上の人口は、国立社会保障・人口問題研究所が推計した地域別将来推計人口によると、令和2年は2,106人というふうになっております。団塊世代が後期高齢者となる令和7年には2,242名、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年では2,331人と、増加傾向が続きます。当然、医療を必要とする高齢者も今後20年間は増加するものと思われまます。

また、高齢者の増加に伴いまして、自動車運転免許を自主返納して、移動手段を持たなくなった高齢者も増加するものと考えております。

このような中、高齢者にとって、身近に通える医療機関があることは大変重要でございます。そのため、医療体制整備は急務であると認識をしております。ただ、医療体制整備は急務であるものの、一朝一夕にできるものではないでございます。

そこで、令和4年度から、後期高齢者医療保険事業と介護予防を一体的に実施する予定としております。後期高齢者の健康状態を把握し、身近な通いの場である食生活改善、運動指導等を行うとともに、個別指導も取り入れながら、健康維持と介護予防を取り組んでまいりたいというふうに思っております。

一方、子どもの医療機関受診状況を0歳から15歳まで確認してみますと、令和2年度に内科、小児科を受診した子どもが、対象者981名のうち704名、2,956回、医療機関を受診されておられます。そのうち、村内医療機関を受診したのは138名、193回であり、村内受診率は、人数で19.6%、回数で6.5%です。かかりつけ医が村外の医療機関である方が8割以上を占めております。

子どもの受診状況から、受診医療機関の選択に医療機関の評価が大きく関係していると思われ、保護者仲間からの評価情報、ネットからの評価情報を基に選択され、そこに移動距離とバランスを考慮し、受診医療機関を決定されていると思われまます。

今後は、1医療機関となった後の受診状況を注視し、分析を行っていく必要があると考えまます。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）今、医療については、具体的に、今おられる方々のいろんな施策によって、医療の現場を少なくするという話でございましたけれども、医療体制ということで、私が希望するのは、子どもたちも多分質問があったかと思いますけれども、1医療施設で本当に賄えるのかということをやっと心配しておるところでございます。

2番目に、病院・医院等の誘致策として、期待する医院等への優遇配慮等を取ることはできないのかということ質問させていただきたいと思います。

村への病院・医院等を誘致するとなれば、それなりの村の実情に合った期待する医院等を希望されるであろうと思います。先ほど、小児科の話も出ましたけれども、小児科だけでは、やっぱり到底やっていけるような問題ではございません。

村は、過去に医療機関の誘致を強く要望したときがあり、村としての優遇措置を取った経緯があります。今後、どのような条件、場所に来られるか、分かりません。もし来られるとするならば、今の永広医院の後に来られれば問題はないですけれども、それ以外のところを希望されたりする、どこに来られるか、全然今のところは分かっていないということでございますけれども、そのときに少々の配慮や優遇を取って、期待する医院等を誘致できれば、村としての医療体制充実が図られると思っております。

また、先ほどの一般質問の中になりましたように、世界の大手のTSMCですか、そういった会社がこちらのほうに来ますと、当然ながら、住宅地を求めて、我々西原村あたりに永住される方々が増えるんじゃないかとも予想もしますけれども、そのような中で、村外から村内への転居要件の一つとして、医療体制の充実も一つになりはしないかなというふうに思っております。

当初申しましたように、5年後、10年後を見据えたときに、今こそ医療機関の誘致を強く要望する 때가来たんじゃないかというふうに思っておりますので、そのことも踏まえて、必ず来るかどうか分かりませんが、誘致策として前もって準備体制を整えることはできないかということ2番目の質問とさせていただきます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）村として、財政支援は、既存の医療機関との均衡から、も現時点では考えておりませんが、先ほど言われましたように、永広医院が開業されたときに、村有地の使用について配慮した経緯もございます。

今後は、村内の開業を希望されている医師や医療機関の情報があれば、いち早く収集し、村として可能な支援をしていければというふうに思っております。

また、配慮として、野村先生と協議しながらではありますが、村医、校医、園医等の各嘱託医を担っていただくことや、各種予防接種等の事業もお願いしたいというふうに考えております。

現在、西原村で開院を考えておられる方が2名ほど、検討されておられます。しかし、まだ決定には至っておらず、多方面から検討いただいております。もう少し時間が必要かと思われまます。できますならば、ぜひ本村で開業していただくなればと期待をしているところであります。村のほうも、職員のほう

うが決断に必要な情報の提供もやっておるわけでございます。

先ほど、議員が言われましたように、つい先日の中学生の子ども議会でも同じような一般質問があっており、それはもう大人から子どもさんまで、全ての方が心配されている案件と認識をしております。村民に安心を与えるためにも、ぜひ西原村で、まずは2件目の医院が開院できますよう努力をしてまいります。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）本当にありがたい言葉であります。

私が危惧するのは、誘致が決まったからといって、すぐさまでできるわけではございません。やはり、それなりの準備なり体制が必要かというふうに思っております。

希望される方は、必ずしも町の真ん中ではなく、どこに来られるか全く分からない状態でございます。そういったときに、やっぱり村としては、少しでも手を差し伸べて、来られる方々の要望に応えられるように、村の税金を使ってでも、医療費を削減するという意味合いからすれば、少しぐらい使ってもいいのではなかろうかというふうに考えておりますので、どうか行政の立場のほうでも、村政のほうでも、前向きに検討させていただいて、いち早く医療体制を整えることを期待いたしまして、私の質問と代えさせていただきます。以上でございます。

○議長（山下一義君）受領番号5番、1番議員、尾崎幸穂君、件数1件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。通告書に従い、1件の質問をさせていただきます。

今回は、コロナ禍の経済状況悪化で浮き彫りになった生理の貧困問題についてお尋ねいたします。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、今年の3月4日にNHKテレビでも生理の貧困問題が取り上げられました。

生理は女性だけの問題ではなく、みんなの問題だと活動している「#みんなの生理」という団体が、今年の2月に高校生以上の学生に行った実態調査では、過去1年間で、金銭的な理由で生理用品の入手に苦労したことがあると答えた方が20%、トイレットペーパーなど生理用品以外のものを使ったという答えが27%、交換頻度を減らしたが37%など、可視化されているだけでもこのような深刻な実態が明らかになりました。

このほかにも、経済的な問題だけではなく、ネグレクトやシングルファーザー家庭など、子どもから親のほうに言えない状況があったりする問題もあります。

生理は女性特有の現象であり、以前は保健体育の授業でも、生理の話の際

には男女を分けて授業を行ったりするため、女性の生理や妊娠、出産など、男性にはなかなか理解できないことも多く、男性社会の中では今まで声を上げられない状況でありました。

ですが、世界中でこの声が上がりに始めた問題、例としては、ニュージーランドやフランスで国費を投入して学校での生理用品の無料提供を決定、イギリス、スコットランドの議会では、自治体などに生理用品無料提供を義務づけなど、いろんな活動が起こっています。

ただし、アメリカの多くの州では、驚くことに生理用品のほとんどが生活必需品として見なされず、課税対象とされ、多くの男性が購入する野球チケットやタトゥーなどは非課税など、男性社会であることを浮き彫りにする現状でありましたが、これを問題とした女性議員たちを中心に、課税廃止を求める法案が次々と提出され、少しずつ意識が変わっているようです。

日本では、男女共同参画局が行った調査では、生理の貧困に関わる取組を実施している地方公共団体は、本年の7月20日時点の調査で581団体、そのうち熊本県内では8団体となっています。

さて、西原村では、この生理の貧困問題をどのようにお考えでしょうか。また、本村はどのような取組をしていくでしょうか。この2点をお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）尾崎議員の生理の貧困についてということでございまして、村長部局のほうと教育関係のほうと、2つの観点からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まずは、住民福祉課関係でございますけれども、生理の貧困、この問題は経済的・環境的理由、社会的偏見、虐待、ネグレクト、生理への無理解、知識不足など多くの深刻な問題があり、保護者に買ってほしいと言い出せない、自分で買うのが恥ずかしい、父子家庭で生理の話ができないなどの様々な要因があるというふうに思われます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済的困窮が深刻化する中、生理用品が買えないなど、いわゆる生理の貧困が表面化し、国会、報道でも取り上げ、大きな反響となりました。

生理用品が購入できないことは、当事者が声を上げづらく、また女性にとって深刻な問題であり、この問題に対して支援する動きが各地で広がっていることは認識しております。本村としましても、この問題に対処することは必要なことかと考えております。

続けて、学校関係についてお答えをいたします。

まず、経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいるということの意味する言葉と認識しております。

まずは、現実の子どもたちの家庭の経済状況を知る尺度として授業料の未納状況を調べてもらったところ、小中合わせて数年間未納の状況の家庭はありませんでしたが、未納期間が数か月続いている家庭は、小学校はほぼないものの、中学校では増えております。しかも、就学援助を受けている家庭の未納率が高くなっております。このように考えると、子どもたちの置かれている状況に格差が生じていると認識せざるを得ないと。そう考えると、経済的に厳しい状況の家庭では、常に生理用品が十分に用意されていると想像するのは難しい状況かと思っております。

そこで、少なくとも学校に行けば何とかなるという環境をつくってほしいということで、教育長に調査を依頼したところでございます。その結果につきましては、教育長のほうから答弁させます。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

尾崎議員におかれましては、日頃から本村教育の発展、充実にご理解いただいて大変ありがとうございます。

先ほど、村長から、学校に行けば何とかなるという状況をつくらんといかんと、同時に今の現状はどうなのかということ調査してほしいということで調査をさせていただきましたが、その前に、私どもの認識というのを問われている気がいたしますので、そのことについてお話ししたいと思います。

確かに、経済的な理由ということで生理用品が買えない、使えないという子どもがいるというのは分かります。でも、それ以上に、今回、明らかになった社会的理由ですけれども、それは従前のアンケートの中でも明らかになりましたが、羞恥心や戸惑いというのは、これは実は学校教育の中でも指摘がございましたが、性教育は男女別のところでやっていたというふうな文化がございました。今は、その文化はない。いや、なくしているように認識していますけれども、子どもたちが育っている環境は全て同じような環境ではないというのが、これが社会的な風潮であり、それが物を言えないというふうな状況をつくっているのではないかというのは認識しているつもりでございます。

さて、このような行動や考えを抑圧する雰囲気というのは、空気のように広がるものですから、学校にはそういったものを常に準備しておく必要があるのではないかというのが恐らく尾崎議員の発言の中身だろうと思えます。

そこで、先ほども村長から言われましたけれども、経済的な事情をちょっと調べてみようということで調べましたけれども、現実的には、子どもたちの置かれている状況には格差があるというのが明確になったというか、ある程度の予想はついておりましたけれども、なったと。じゃ、そういうふうな状況でどうするのかというと、今のところは、とにかく学校に行けば何とかなるという状況をつくりなさいというふうな村長のお考えでございますので、

それに合わせて、学校長に対して、以下の4項目について質問をいたしました。

まず、学校の教職員の生理の貧困に対する認識があるのかと、2点目、各学校の児童生徒への周知及びその学習の状況と申しますか、学習条件、3点目、各学校の生理用品の配備状況、4点目、今後の計画という4点で質問させていただきました。

まず、1点目の各学校教職員の生理の貧困の認識状況についてです。

端的に申し上げますと、各学校の取組状況がまちまちでございます。これは、教育委員会の主体的な指導ができていないという反省ですけれども、ですから学校によっては、これは当たり前に見える状況をつくり出すというのが共通理解できていないというところが現実でございます。

現在、学校長を通じて、そういうふうな状況をできるだけつくっていただきたいというふうなことは話をしているところでございます。ですから、少なくとも保健室にだけは潤沢にあるようにして、自由に入って持っていけるようにする条件だけは各学校、今、整えているところでございます。

ただ、懸念があるのは、いわゆる社会的な風潮と申しますか、自分で言い出せない。先日、尾崎議員と立ち話したときに、子どもの中には言い出せない子どももいると、あるいは学校に行けていない子どもたちもいるということで、そういったところは、やっぱり今後改善していく必要があるかなと思います。

次に、各学校の児童生徒への、いわゆる体の仕組みとか生理用品の必要性等の周知についてですけれども、これは小中学校ともに、理科の授業や、いわゆる保健の時間を通じて、中には養護教諭が入って授業をする、あるいは担任が授業をするというケースが多いんですけれども、そのケースは、多くの場合は、いわゆる修学旅行とか、また1泊の旅行とか、そういったものをチャンスにしながらやられているというのがほとんどでございます。

次に、学校の配備状況ですけれども、小学校は比較的少ないんですが、中学校は、地震の後のストックがまだありましたので、それを使っているという状況です。

一番懸念されていると思うんですけれども、子どもたちが自由に使えるように、ほかのところでは実施しておりますが、トイレの中に置いたらどうかというところでございますけれども、そこまではできていません。以上でございます。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）住民福祉課のほうから、現在の取組、今後の取組について答弁したいと思います。

先ほど、尾崎議員からもありましたように、生理の貧困に対する全国の取組状況ですが、本年7月20日時点で、内閣府調査で、取組を検討している自

自治体が581団体、先ほど申されたとおりあり、その調達元というのが防災備蓄品を利用しているというのが最も多い状況です。次いで、予算措置、企業や住民さんからの寄附という形になっております。

県内でも、先ほど、既に8団体が取り組まれているということもありましたけれども、この団体、自治体さんも、ほとんどが防災備蓄品を、期限が近くなったものを活用して無料配布されているという状況でございます。

本村では、生活困窮など、お困りの方に対しましては、その方の生活状況等を相談の中で伺う中で、必要となる制度のご紹介、あとは福祉などの相談窓口におつなぎするなどの対応を行っているところです。

経済的な理由で生理用品を購入することができないといったような直接の相談は、現時点ではありませんが、先ほどから話がありますように、声を上げづらいこともあり、この問題を抱えている世帯はいらっしゃるという可能性は当然認識しているところでございます。

現在、生理用品の配布等を行っておりませんが、今後、社会福祉協議会と協力して、生活困窮者支援事業または相談支援事業等を活用して、支援が必要な方に支援ができるよう検討し、進めていきたいというふうに考えております。

また、村内のNPO法人さんもこの問題に携わっていらっしゃる場所もありますので、相談に応じて、そちらもご紹介ができればというふうに思っているところです。

また、現在、村内の防災備蓄品ですけれども、生理用品の備蓄については、なかなかちょっと取組ができていなかったという状況でございましたけれども、来年度に生理用品を含めた備蓄品の購入を考えております。そして、買い替え等、期限が近づいたこれらの備蓄品につきましては、学校や生活困窮者の方への支援など、広く利活用ができるように協議、検討してまいりたいというふうに考えているところです。

今後、近隣、他市町村の取組等を参考にしまして、関係部署、関係機関との連携、協議を踏まえながら進めていければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）防災備蓄品の利活用が多いというのは、先ほど言われたとおりなんですけれども、例えばナプキンの使用期限がどの程度かというのは、皆さん、ご存じですか。これは、明確には設定はされていませんが、通常は3年だそうです。

防災備蓄品を利用したらどうかなというふうに思ったので質問させていただきましたが、今のところ、現在、防災備蓄品はないということでしたので、これから、もし防災備蓄品でナプキンを常備する場合、通常の使用期限3年間のものと、現在は長期備蓄用10年間というものがあります。ですが、もう

これは割高になりますので、通常使用の3年間ぐらいのやつを備蓄されて、3年間で例えば福祉のほうに回すのであれば、そうやって福祉のほうに回すなどしていただけたらと思います。

ですが、今回、福祉の問題だけではなく、通常、女性のいる自宅のトイレには生理用ナプキンが常備されております。学校という6時間、7時間、長い時間いる学校という中でのトイレに、その家では必ずあるものが備蓄されていないというのは、多分子どもたちにとってはストレスだと思います。トイレに行く際に、自分のポケットに入れていく。トイレに行く回数が多ければ、入れる枚数も多くなります。ですが、それを全部入れることはできないので、かばんから取り出してポケットに入れる際、やっぱり恥ずかしくて入れられない。ということは、トイレの回数を減らす、取り替える回数を減らすなどという状況もあります。

子どもたちに何人か、質問をさせていただいた状態で、結果ですが、学校で急に始まったときはどうするのか、持っていない場合はどうするのか。多くが友達から借りる、これが7割ぐらいですね。残りの3割が保健室から借りる。でも、やっぱり何名か、保健室にあることを知らない。なぜ保健室に言わないのかということ聞いた場合、友達には言えるけれども、先生とか保健室には言えない。だから友達に、でも友達が持っていない場合は、そのときは先生に言うという、やっぱり羞恥心があると思います。初潮が始まって、初めての生理が来た場合とかや、思春期の子どもたちは、やっぱりそういうことを口に出せない状況がありますので、トイレに常備していただくなどを検討していただきたいと思います。

これは、村内はどうか分かりませんが、保健室から借りる、もらう、保健室からもらえますかという質問に対して、もらえると答えた方と借りるといふうに答えた方、あとは、1つ借りて2つ返すというルールがあるところもあるらしいので、そこら辺、そのあたりは、うちの小学校、中学校ではどういう形になっていますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ご質問にお答えいたします。

まず、今回のトイレの中に常備をしてほしいというふうなことに對して、やっぱり私たちの認識が十分でなかったというのが一番ですよね。ですから、今回の尾崎議員の質問を機会に、生理の貧困に対する認識の深まりということで、私、各学校の校長に提案したのは、とにかくトイレに置いてくださいと、それがどういう状況になっているかというので子どもの状況をつかんでください。実は、各学校の養護教諭は全て、子どもたちの状況をつかんでいくつもりですというふうな答えでございましたが、先ほどのお話を聞く限りにおいては、友人から借りるとかというふうなことがありましたので、そういったところがないとは限りませんので、今、それをやり始めたところでご



ございますので、ご理解ください。

それから、2点目の保健室に行くともらえるのかということですが、これは3校ともに保健室に行くのと、あると、それは返さなくてよいというふうなことでございますので、ご理解ください。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）昨今、話題のSDGsの一環としても、サステナブルな社会の実現と男女共同参画の面からも、この生理の貧困問題に西原村も深く取り組んでいただきたいと思います。

西原村でも、熊本地震の際に様々な団体、企業からの災害支援があり、その物資の中に生理用品があったと思います。ただ、それを配る際、同じテーブル上に生理用品があったり、また対応者が男性だったりする場合、声をかけてもらいにくいという声などもあります。ほかの佐賀県や芦北町のほうにも支援に入りましたが、そのたびに同じ悩みを聞くことができました。

当然、女性同士の会話の中で出てくる話ですので、これが男性の方はどう思われているかというのは分からない状態だと思いますので、これは女性の立場として発言させていただきます。これからは、通常当たり前のようにしてあるような状態で生理用品がある、もしくは男性も女性も同じように生理という問題に対して向き合っていっていただきたいと思います。

以上で質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）日程第2、承認第10号、専決処分の報告及び承認について「（専第10号）令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）承認第10号につきましてご説明いたします。

承認第10号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めます。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第10号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,229万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,828万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月11日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

介護基盤緊急整備特別対策事業として、早急に補助金として予算化し、年度末までに集いの場としての集会所改修整備を完了する必要性がありました。このような必要措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款5 県支出金、項2 県補助金、目4 介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,229万2,000円の増額補正であります。介護予防拠点施設整備として行う集会所施設の改修に伴う県補助金1,229万2,000円の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費1,229万2,000円の増額補正であります。介護予防拠点施設整備として、宮山、西原台、門出・田中地区の各集会所施設の改修事業に伴う補助金1,229万2,000円の増額補正であります。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

質問といいますより、村長に対して要望といいますか、基本的に、これは地域で皆さんがスーパーサロンを一生懸命健康のために頑張られますと、地域になかなか集まりがないところで、皆さんで寄って、やっぱりお互い顔見知り、日々元気だろうかというのを分かち合うところだと思っています。それをすることによって公民館の改修ができます。

それを、今、十数か所でやっておりますけれども、保健衛生と住民課長さんは頑張っておりますけれども、できれば村全体としてこれを進めていただいて、村長から率先して進めていただいて、スーパーサロンも広めてもらいたいし、そうすれば、県の補助事業であります改修費も出るわけですから、そこら辺をちょっと村挙げてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）担当のほうから、各集落にはこういった連絡はしております。だけど、集落の方々がスーパーサロンをするのか、しないのか。中には、これがしたならば、毎週サロンに行かやんもんなどか、その暇がないもんなどか、なかなか言われて、なされないところもあると聞いておりますの

で、そこ辺の集落の地区の方々、そしてまたうちの担当のほうから説明はいたしますけれども、私が行って、してくださいというわけにはいきませんので、これはご理解いただきたいと思います。

○議長（山下一義君）中西議員、よろしいですか。

○6番議員（中西義信君）はい。

○議長（山下一義君）中西議員、6番。

○6番議員（中西義信君）何はともあれ、おっしゃるのも分かりますけれども、やっぱり地域で頑張れば、改修費用が県から出るわけですから、堂々と、別にして、やっぱり広めていただきたいと思っています。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第10号、専決処分の報告及び承認について「（専第10号）令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第10号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第3、承認第11号、専決処分の報告及び承認について「（専第11号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第4号）」についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）承認第11号についてご説明いたします。

承認第11号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第11号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度西原村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,662万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,923万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月26日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

政府の新型コロナウイルス感染症克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、児童を養育しております一定の収入以下の世帯を対象とし、0歳から高校3年生までの子どもに対して、1人当たり10万円相当の給付を行うこととなりました。このうち、中学生以下の子どもにつきましては、児童手当の仕組みを活用し、先行して1人当たり5万円の給付を年内に開始するため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきます。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金5,662万1,000円の増額補正でございます。子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金等の増でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費5,662万2,000円の増額補正でございます。子育て世帯への臨時特別給付金関係予算等の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第11号、専決処分の報告及び承認について「（専第11号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第4号）」についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第11号は原案どおり承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は10日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 1時52分 散会

第 3 号 (12月10日)

## 令和3年第4回西原村議会定例会会議録

令和3年12月10日、令和3年第4回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

令和3年12月10日（金曜日） 議事日程第3号

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第60号 | 西原村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について                            |
| 日程第 2 | 議案第61号 | 西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第62号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第 4 | 議案第63号 | 令和3年度西原村一般会計補正予算（第5号）について                                 |
| 日程第 5 | 議案第64号 | 令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について                           |
| 日程第 6 | 議案第65号 | 令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について                             |
| 日程第 7 | 議案第66号 | 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について                          |
| 日程第 8 | 議案第67号 | 令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について                         |
| 日程第 9 | 議案第68号 | 西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについて                                 |
| 日程第10 | 議案第69号 | 西原村総合整備計画（宮山辺地）を定めること                                     |

について

- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 西原村総合整備計画（河原辺地）を定めること  
について
- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 物品購入契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 7 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
について
- 日程第 1 6 発議第 5 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣  
について
- 日程第 1 7 委員会審査報告について
- 日程第 1 8 組合議会等報告について
- 日程第 1 9 委員会の閉会中の継続調査（審査）申出書について



1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第60号、西原村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、西原村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

西原村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定することとする。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体の長等の職務行為による損害賠償責任について、その職務につき善意でかつ重大な過失がないときに関し、条例で定めるところにより、自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされたことに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明をいたします。本条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例の制定趣旨でございます。

平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴いまして、地方自治法が改正され、公金支出をめぐる住民監査請求や住民訴訟による地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任につきまして、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任額から、地方自治法施行令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができたことに伴いまして、関係条例を整備する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

次に、条例の概要でございます。

村長等の本村に対する損害賠償責任に基づく額から、職務を行うことにつ

き善意かつ重大な過失がないときは、村長等が賠償の責任を負う額から基準給与年額に、地方自治法施行令で定める基準に基づきまして、本条第2条の各号に定める数を乗じて得た額を控除した額について免れることを規定いたしました。条例第2条第1号から第4号に定める乗数につきましては、記載のとおりでございます。

施行期日は、公布の日から施行といたします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）説明が終わりましたが、本案について、地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員に対して意見を求めております。お配りしております回答書の写しのとおり、本条例案は、関係法令の制度趣旨、目的に沿ったものであり、損害賠償に係る責任負担限度額も政令に定める参酌基準を適用しており適正であるとの回答をいただいておりますが、ご報告いたします。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

この改正は上位法の改正ですから、当然ながら施行と思えますけれども、もしも損害賠償の命令が出たときに、この例でいうと、700万円例えば来ましたと。そして、重大な過失がないときに、じゃ、村長の場合は600万円払いなさい、副村長のときは400万円払いなさいということになって、残りの免除というのは公費で損害賠償を見るということでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

残りの分につきましては、最終的には公費で見るとか、もしくは議会のほうでの議決として、この求償権といいますか、請求権を放棄するというやり方も一つございます。

現在では、残りの分についてどうするかについては、予算化等をして村が負担するのか、もしくは個人にそのまま補償を求めるかという個別の判断で対応する形になるかと思ひます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

これは大分、行政と住民との損害賠償ということで、管轄しとる自治体が他の地域の住民から訴えられることも結構あるかと存じます。村民の方がなかなか訴えてくるというのは、今まであまりというか、記憶にはないんですけども、よそからの方からの賠償等があるということで、非常に、こうやって6とか4とか書いてありますけれども、年収の6倍、4倍、2倍、1倍。その中で、選管の方とか固定資産評価委員、農業委員の方、逆に言うと委任しとる、委託しとる、任命されて、逆に言うと充て職みたいな方々にも該当するというので、村長とか、課長級の方々、特別職の執行部の方々は、行

政的に大体損害賠償保険という位置づけでかかっておられるかなと思います。その中に、教育委員とか選管の方とか監査委員、公営企業管理者は多分村長だから大丈夫だと思いますけれども、固定資産評価委員、農業委員の方々も含まれるような話で条例文に書いてありますけれども、そういう方々に損害保険等、行政等が加入しなければならないような裏づけにもなるかなと思いますけれども、現在どのようになっていますか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

役職を記載しておりますけれども、これにつきましては、地方自治法の施行令で定められた役職ということになっておりまして、何でこれが載せている人と載せていない役職があるかということなんですけれども、解職制度の対象となり、リコールの対象となるも者と、あとリコールの対象となっていない執行機関の委員ということでの区分けということになっております。

各種委員ということで、執行機関として独立して権限を行使する重要な位置にあるという委員さんについては、今回、国のほうでは、この施行令の中で位置づけているというところがございます。

あと、ご質問のほかの委員さん方個人に対する損害賠償といえますか、保険についてですが、個人につきましては、特に今現在かけてはいないというところで認識しておりますが、村の総合賠償責任保険というのが一つございまして、これは、あくまでも施設の管理であったり、いろんな行政業務の執行の中で、不法行為といえますか、そういうものは別でございまして、偶発的なものでの事故等による補償という部分については、その保険に加入して対応しているというような状況でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）今の説明で足りない部分をもう一回お聞きしたいんですけども、村長とか課長とかは、それぞれ執行権のその部分のある意味管理者でありますから、被告人席に立たにゃんのは分かりますけれども、その中に固定資産評価審査委員と教育委員、委員の方々のその委員組織自体をやられとるとい、書かれとるといことを私も裁判事例でそういうのはあまり聞いたことはないんですけども、行政的にこの文言が出た以上、そこの行政の村長部局じゃないところ、委任されとる方々への賠償責任等が発生することは、あまり想像されませんが、実際にあった場合、名前が、第三者が県外の方とか、要は政治的にちょっと保守系以外の極左とか極右の方々とか、言っているのかしら、いろんな方が国内には存在されます。また、外国人の方で、いろんな方がおられます。行政に対して、権利ですから、主張するといった形で裁判を持ち込まれて、裁判で管理責任等で訴訟される。訴訟内容で敗訴になるという形で金額的な補償が出てくるわけですので、いろんなケースがあるかと思えます。

実際この方々が訴えられたときには、もしかして行政が敗訴した場合は、支払い命令が来るわけですが、委員長とかいう方々も大体その委員の中で選ばれた長ですので、本来ならば責任の有無については連帯責任みたいな格好になるんですよね、そこの委員会で決めたことだからということで。長は、あくまで合議を求められて、それを採決して、そういうふうになったという過程が踏まれますので、行政として、やっぱり何らかそういう方々に対しても、その保険が適用できるようにできるのが、この条例のセットじゃないのかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）この条例の制定の趣旨をちょっとご説明させていただきたいんですけれども、これは主に公金の支出をめぐる住民監査請求とか住民訴訟が起こされた場合に、最終的に裁判所等での判決の中で、これだけ損害賠償額が確定しましたとなったときに、自治体が払うのか、職員のほうかという話になってくるんですけれども、そのときに、全てが免責されるのではなくて、先ほど申しました善意かつ重大な過失がないということになった場合は、一部が免責されるというものでございます。

ご質問の執行機関といいますか、委員長、委員会を含めてという話になった場合ということですが、それについては個別の内容を精査して対応する形になるかと思うんですけれども、現状では、その方々に対して、最初から、うちのほうからまた個別に対応して補償するということは、まだ今はちょっとお答えが難しいかなと思っております。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）これは村長にちょっと聞いとかにやいかんのですけれども、村長が任命します、何々委員、何々委員。議会は、農業委員の場合は、ほぼ手前で、ここでは上がってこないで、ほとんどタッチすることが、認めますというところで終わっていますので、やりましたと。農業問題、里道等もいっぱい抱えている農業委員会の所管にも若干なるかと思いますが、そういう方々が訴えられました。負けました。村長にも本当は来にやいかんと自分じゃ思われるかもしれませんが、農業委員が訴えられました。農業委員が負けました。支払いを農業委員に求めますという事例が出た場合ですよ、村長として、税でそれは払うのか、保険として払ってあげたらいいのかという判断を迫られる時期が来ます。議会に上がってきても、僕らも判断に困ります。何らかのやはりルールづくりをしてから、これに対応できるようにしとかにやいかんのかなというふうに考えますけれども、村長、ちょっと私見でも構いませんので、お聞かせ願えればと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）なかなか難しい問題が多分にも出てくるだろうというふうに思います。そういった場合は、県あたりと相談しながら進めていかなく

ちやならないと。上がってきた人を私が任命する、あるいは議会在承認する。いろんなどころにそういった問題が出てくる可能性もございますので、そういったことにならないように、ここに書いてありますように、善意でしたことは仕方ない、重大な過失は仕方がないということでもありますので、そこら辺は、今ここでどうのこうので私が答えるところではないかなというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）宮田議員の質問に関連はしますけれども、この賠償というのが、以前は、行政が何かあって裁判で幾ら払いなさいよと、過失があつて、したときには、そのお金というのは結局公金から支払われとつたということですよ。だから、それはおかしいだろうと。あんたたちが行政でミスしたのを何で人の税金で賠償せなんかということ、平成ぐらいになってから、行政の怠る事実というようなミスに対しては、あんたらがミスしたんだから、あんたたちの給料で払いなさいというふうな裁判の判例が出てきたということで、もう最近の裁判例では、そういう場合には、例えば税でミスしたよ、課税ミスしたよ、住民にそれだけ損失を与えたよということになると、村長が長としての責任として、5,000万円村に損失を与えたというときは、3,000万円は村長、副村長が2,000万円だよ、担当者が最終的には200万円だよとか300万円だよという支払い命令が出ております。

それに対する、それじゃ、過失がないときにはというところで、この免除が出たんだろと思えますけれども、それに伴いまして、行政の職員に対しては個人賠償保険という制度ができて、多分職員の方はみんな入っておられると思います。それは賠償だけじゃなくて裁判費用も出るわけですよ。ですから、職員の方は多分これは問題ないと思うんですけども、先ほど宮田議員が言われた農業委員とか固定資産評価委員、こういう方たちの裁判費用というのは、そこで例えば、今、総務課長が保険で賄うと言われましたが、その裁判費用まで、行政が入っている保険で、一般のこういう役職の方のそこまで払われるのか払われないのか。

それと、こういう責任があるということであれば、やはり、私も農業委員も兼ねておりますが、そういうときにこういうのがありますよというのは一言、めったにありませんけれども、こういうことがありますよということで周知はしていただきたいなと思えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）まず、1点目の賠償責任保険、今、本村が入っておりますけれども、総合賠償補償保険の中では、最終的に裁判が確定して賠償責任が幾らかとなったときに、その分はこの保険のほうからお支払いするという中身になっております。なので、裁判がもう済んでいる状況ではあるん



ですけれども、その結果として賠償責任が出たというときは、この保険でのお支払いをする形になるかと思っております。

もう一点の、各種委員の任命というときに、その辺の事前の周知ということでございますが、そこは当然、今後周知をしていく必要があるかなとは理解しております。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）1番目の質問なんですけれども、裁判費用はそれで賄われるかということですけど。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）裁判費用につきましては、この保険の中では、特に裁判費用までというところは明記されておきませんので、裁判になりますと、当面は私ども村が第1当事者になるかと思っておりますので、その辺の裁判費用については、また予算の中で、議会の中でご審議、要求という話になってくるかと思っております。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）まだ事例がありませんので、何ともいえませんが、そういうところもいろいろ想定して今後検討していただきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第60号、西原村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第61号、西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

条例改正の内容説明に関して、先に皆様の議席にお配りしております本条例（案）の概要により説明させていただきます。

内容の1、条例改正の趣旨でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要があります。

本条例改正は、2つの条例を一部改正するものであります。

主な内容としまして、まず第1条関係でございます。

西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

まず、第1条及び第5条第1項中の「第19条第9号」を「第19条第11号」に改めるものでございます。

第2条関係。

西原村個人情報保護条例の一部改正でございます。

第31条の2中の「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、それと「第19条第7号」を「第19条第8号」に改めるものでございます。

概要に記載しておりませんが、その他に字句の一部を改正しております。

3、施行期日。

公布の日から施行するものでございます。

参考資料としまして、2ページより新旧対照表を添付しております。

以上が本条例改正の内容でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第61号、西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

及び西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第62号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 小栗 優君 登壇 説明)

○税務課長(小栗 優君) 議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年9月10日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページ以降に、改正の改め文、新旧対照表をつけております。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の概要、税務課資料でご説明させていただきます。

1、改正の趣旨ですが、地方税法施行令の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例についても改正する必要が生じました。

2の主な改正内容については、子ども(未就学児)に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入です。

国民健康保険制度の保険税は、応益(均等割・平等割)と応能(所得割)に応じて設定されており、その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置(7割・5割・2割軽減)が講じられていますが、今回の改正において、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児分均等割保険税をさらに公費により5割軽減するものです。

軽減措置のイメージについては、資料の図に表示しております。

なお、通常の低所得世帯に対する7割・5割・2割軽減該当者につきましては、当該軽減後の税額に対しての5割軽減となります。

この条例の施行期日は、令和4年4月1日です。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第62号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第63号、令和3年度西原村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、令和3年度西原村一般会計補正予算(第5号)。

令和3年度西原村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,084万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,007万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費に」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

4、衛生費、1、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業  
4,723万円。

6 ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

変更。

事項、山西小学校自動体外式除細動器（AED）レンタル料。

補正前、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額45万円。

補正後、期間、令和3年度から令和8年度まで、限度額、補正前に同じ。

7 ページをお願いします。

第4表、地方債補正でございます。

1、廃止。

起債の目的、10、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業・現補災）、限度額130万円。

2、変更。

起債の目的、9、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業・現補災）。

補正前、限度額240万円。起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

補正後、限度額360万円。起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金1,923万円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等の増額でございます。

11ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金3,133万7,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の増額でございます。

12ページをお願いします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金3,500万円の増額補正でございます。災害復興基金繰入金の増額でございます。

次に、14ページからの歳出でございます。

15ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目14防災公園等整備事業費1,624万8,000円の増額補正でございます。総合体育館トレーニングマシン購入費等による増額でございます。

17ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目4障害者福祉費2,207万円の増額補正で

ございます。自立支援給付費等サービス費、児童通所給付費等サービス費及び令和2年度国庫及び県費負担金返還金等による増額でございます。

20ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費5,271万5,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン関係予算の増額でございます。

22ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費1,100万円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金の増額でございます。

23ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費1,490万円の増額補正でございます。村道維持補修工事等による増額でございます。

款項同じく目3震災対策費2,200万円の増額補正でございます。村道防護柵設置工事等の増額でございます。

26ページをお願いします。

款13予備費4,022万2,000円の減額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは22ページになります。款5の農林水産業費の一番上です。水稻ウンカ防除補助金というふうにございますけれども、これはどういうときにされる補助金でしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）水稻ウンカ防除補助金ということで、29万円余り計上いたしてございます。

まず、昨年のおける水稻におけるウンカ被害でございますが、昨年はウンカが異常発生いたしまして、水稻に甚大な被害が発生してございます。本村の反当たりの米の収量といいますと大体7俵から8俵かなというふうに理解しておるところでございますが、中には3俵だった4俵だったということで、半減以下というような大きい被害でございました。

そのことに鑑みまして、JA阿蘇では本年産から、特にウンカでございますが、ウンカ以外の病害虫に強い苗をつくっていくための資材を導入したいということで、ご相談がございました。播種の段階から施用する箱剤と言われるものでございまして、従来のもものと比較しますと約400円ほど高いということでございます。そこに対する支援ということなんですが、阿蘇農協が販売するお米、これは特栽米というふうと呼ばれております。特別栽培米ですね。この生産の仕方といいますのが、まず毎年種子更新をしなければなら

ない。ですので、毎年、産業課では、当初予算で水稻種子更新補助金として30万円の要求をしております。これはもうずっとやっておるところでございますが、この補助金はそもそも特栽米生産のための支援というようなことでございます。

また、種子更新以外でも、農薬、それから化学肥料の施用を在来の2分の1以下に低減するというような取組。この生産方法によって生産され農協に出荷された方たちの米を農協が特別栽培米として販売しているというような流れがございます。

今回のこの資材につきましても、ウンカというような表記をしておりますが、その特栽米栽培の中の一つの資材としてJ A阿蘇が指定した資材であるということでございます。

本年産のお米につきまして、もう皆さん既にご承知のとおりでございますが、全国的に大幅な下落というような報道がなされてございます。大体見てみますと1割から2割減額しておるかなというところでは。

県内を見てみますと、例えば県南の産地では1俵当たり2,300円の減額で1万2,000円、県北でも1,980円の減額で1万2,060円というような販売単価になってございますが、J A阿蘇につきましては960円減の1万5,060円ということで概算額が決定しておると。これはもう、取りも直さず、この特栽米の取組による成果ということだろうということで考えてございます。

水稻のウンカ被害もさることながら、米価下落も鑑みまして、対策を取られるJ A阿蘇管内生産者の皆さんに対する資材の価格補填を行うというような内容が、この補助金でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

となると、こちらはJ Aが取り組まれる特栽米の取組ということで、金額も1万5,600円ですか。それほど価格が下がっていないという取組に対しての補助金ということで、J Aで買ったものに対しての補助金になりますでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）補助金の交付の仕方としましては、J A阿蘇に交付する形になります。

先ほど申しましたように、J A阿蘇で指定された資材でございますので、この資材を使って、ほかの資材もあるわけですが、一定の基準に基づいて生産された米を農協に出荷された方に対して、この資材の価格補填を行うというような仕組みになってございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

取組に対しての補助金ということで、一つ関連をお聞きしたいんですけれ

ども、よろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい。

○5番議員（坂本隆文君）補助金関係で、じゃ、苗の補助金ということで、今、西原村ではカンショに対しての補助金がされておりますけれども、そのカンショが全国的に今、基腐病がはやっておりますけれども、こちらの対策は西原村ではどのようなことをされているかをお聞きしたいんですけれども。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）全国的に基腐病、ご存じのとおり蔓延いたしております。鹿児島県、宮崎県では甚大な被害が発生しておるということで、先般、鹿児島県のほうにちょっと行ってまいりましたが、見てきた圃場全てが感染しておると。我々も非常に強い危機感を感じたわけでございますけれども、一昨年だったですか、発生しまして以来、系統、農協出荷者の皆さんについては、部会の中でそういった周知徹底が行われているので、ある程度安心できるかなと思っておったところですが、やはり系統外の方々が、なかなか情報が交錯しておるという状況の中で、何とか生産、防除方法を統一していきたいというふうに考えておったわけなんですけど、コロナ禍でなかなか人を集めることができないというような中でしたので、国の防除所から示された指針あたりのチラシですとかを数回にわたって送付をしてきたところでございます。

現在、リスクレベルは大分下がってきてございますので、もう既に準備を進めておるところですが、来月14日に県から講師を招きまして集落ごとに集まっていいただいて勉強会をしていくと。これは系統、系統外併せての勉強会でございますが、まずは手始めにその勉強会をやりたい。そのことによつて、一定の生産基準の周知を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

勉強会とかをされているということで、部会の方たちは情報がある程度もう分かれると思っておりますけれども、小さくされている方が、やはり情報がないために入ってくる可能性というのもあるのではないかとこのように思いますので、その辺を徹底してやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

同じく22ページ、下の観光費の熊本地震震災遺構解説看板設置工事。すみません、ちょっと間違い、についてちょっと内容をお願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）中西議員のご質問にお答えしたいと思います。



一応こちらのほうは、震災の遺構として残すために看板の設置をするということでございますが、場所的には、まず大切畑ダムの付近のほうに断層の跡がございますので、今はちょっとブロックを積まれているんですが、その断層が走った跡にラインを入れてございます。その説明看板です。それと、あと名ヶ迫から宮山のほうに上っていく途中で、下小森のほうから上がってきた道と合流するところがございますが、そちらのほうで当時の曲がったガードレールと、その場所で、そこも断層が走っておりますので、歩道がずれております、以前の歩道と。そこが残っておりますので、そういったところの案内板と説明板です。もう一か所のほうが、役場の今、外にあります浄化槽のほうが傾いておりますので、一応その4か所の部分に看板を設置したいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）分かりました。

では、看板を設置した後、そこを公表じゃないですけども、何かこういったことがあったとかPRとか説明とかはどこかでするのでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）県道沿いから、あるという案内板も3か所ほど立てる予定にしております。それを見て現場に行くと、その説明用の看板があるというような形で今は考えております。

あと、語り部とかの育成等もしておりますので、そういった中でのPR活動はしていきたいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）あと、やっぱりPRというのは、例えば広報紙とか、いつものまたホームページに戻りますけれども、が必要になってくると思うんです。何でもまたこれをきっかけに言いたいかという、6月に出した村のPR動画が、今ぱっとホームページを開いたら見られない。これはご存じですか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

今、ホームページのほうでは、一番下のユーチューブのほうで行けるような形、以前はもう作成したときに一番頭のほう、上のほうに載せておりましたけれども、今は下のほう、ちょっと場所は変わっておりますが、そちらのほうで見られるような形にはしております。

それと、この遺構の設置箇所もホームページ等でPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）言われたことはよく分かります。でも、村のPR動画を違うところに行ってみなければいけないぐらいでは、よくないのではな

いかと思うんです。ぱっと今まで表に出たのは表に出とったほうがいいと思います。それがあから、今度されることのPRに対しても、どこかを開いて見なければ見れないような状況ではよくないと思いますが、いかがですか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）一番表の画面の一番下のほうという形ではあります、その辺はまた検討していきたいと思います。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）PR動画に何回も言うと言し訳ありませんけれども、今、何人閲覧とかご存じですか。おとといぐらいで1,430名ぐらいですよ、動画再生回数。パソコンで見たり携帯で見たりするからダブリもあると思いますけれども、やっぱりもうちょっとみんなが興味を持って見ていただくようにするためには、一番下をクリックすれば出てきますぐらいじゃなくて、表に出しとっていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）検討していきたいと思います。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）今回のやつも、そうやって一緒にぱっとホームページを出せば、そういうのが、ああ、つらいことがあったじゃないですけども、ぱっと見れるようにはしていただきたいです。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番、高本です。

同じページの中ほどの農林水産業費の林業振興費のほうをちょっとお尋ねしたいというふうに。2点ありますけれども、まず最初に林業振興費をお尋ね。

この中に防火線設置補助金ということで35万4,000円ほど計上されておるわけですが、昨年やっぱり野焼き関係で、防火線あたりがきちっとされていなければ、広大な西原村の原野を守るためには、この辺が非常に貴重な財源になって、各集落が自分のところの山だったり原野を守られておると思いますけれども、今回追加でこの補助金が対象になつとるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思ひまして。よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）防火線の設置補助金でございます。

今回は追加でございます。当初予算で413万円ほど組んでおりましたが、今回35万3,000円余り追加いたしておりますので、合計で448万円になります。3集落で、より火入れをしやすいように、若干位置の変更を行うとかというのが発生しておりますので、3地区に対して補助を行ってございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）防火線の設置も補助の対象になって、本当にありがたいと地元のほうでは思っておりますけれども。やはりもう一つ気がかりなのが、昨年、野焼きの失火といいますか、残火がいつまでも残つとるのが、場所に行こうにも、なかなかやはり防災関係、消防団関係が現場まで行くのに非常に不便を生じておるわけです。これから先も、いかなる場合でも消防団の活動としては、そういったところに駆けつけるというのが前提でありますけれども、できますならば、防火線の設置も大事でしょうけれども、やはり林野だったり原野を守るために、農道なり林道なりの整備もある程度進められていったらいかかなというふうに思っております。

昨今やっぱり、このような状態の中で、区役もなかなか少なくなっておりますので、その辺も含めたところで、林道だったり原野道だったり、そういったやつの整備の補助金の対象にもしていただければと、進めていただければというふうに思っております。

まず最初に、それをお願いいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）林道整備ということでございます。

いわゆる作業道というやつですね。これは、間伐を行う場合に国庫の補助等を使って開設ができるものなどが主でございますけれども、これについては、間伐を実施する。特に最近は搬出間伐が多うございますので、林道整備を行った上で間伐を行っておるということで、保育のための路網整備、これについては十分できているかなというような印象でございます。

また、火入れを実施するために地区の方が通られる道路については、これは昨年度からだったと思いますが、生コンの原材料支給を、これは随分昔やっておりましたが、長年実績がございませんでした。昨年从小森地区と布田地区の2地区で要望がございましたので、交付を行っておるところでございます。

今後も、そういった火入れのため、あるいは草原維持のため、放牧、採草のため、必要な原材料支給等を十分やっていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

それをなぜ言うかという、ご存じだろうと思っておりますけれども、去年の3月の原野のときに、やっぱり1週間ほどたって燃え始めて、現地に行きましたら、全然100mも200mも下まで、背中にやはり防火設備をしょって下りて、また戻ってこにゃいかんと。ここが100mぐらいで、下に見えているんですけども、100m以上300m近くを歩いて下って、そして、それを戻ってきては、また水を補給というような形で、消防団に対しては本当に申し訳なく思

って活動していただいた経緯がございます。そういったところまで、やはり山林と原野の境界でございますので、歩いては防火線は設置されますけれども、緊急時の災害のときには車でも移動ができるような道路が欲しいなというふうにそのときに感じたところでもあります。今後とも地元から要望があったときには補助をつけていただくならというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、23ページのほうをすみません、お願いいたします。

23ページの土木費の道路維持費のことでちょっとお尋ねするならというふうに思っています。

これにつきましては、応急的な道路や水路の補修工事だろうと思えますけれども、1,340万円ということで、何かほかにも計画されているのではないかというふうに感じたわけですけれども、お尋ねしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お尋ねの道路維持費ということなんですけれども、これに関しましては、新所小園線、農協集荷場の点滅信号です。それから鳥子工業団地入り口のT字路まで、約190m区間の舗装を900万円見積もっています。

また、次に、出の口集落入り口の下池底池底線、これは堆肥センター入り口から入って坂本牛舎の南側なんですけれども、熊本地震で被災しましたブロック積み、擁壁にガードレールを設置する費用、約200万円等の費用を予定しております。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ただいま農協集荷場の点滅信号から新所小園線というところで190mほど。

一つお願いがございまして、農協集荷場の点滅信号から工業団地の方向に、新所と反対側のほうに西原地区というのがありまして、そちらの方々が、やっぱり車両が結構多くて、最近では材木を牽引した大型車も頻繁に通っているの見かけるわけですけれども、周辺住民の方々が振動で大変迷惑ということに困っているということですので、できましたら一日でも早く工事をしていただければと、ここでお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この路線の振動の件につきましては、復興建設課のほうでも周知しております。早急に取り組むべき問題であるというふうに認識しております。この本議案の可決後、早急に取り組んで、できれば年内に舗装が終わることができるよう全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番、小城です。

私は、22ページの8農地費、原材料費についてお尋ねしたいと思います。

この原材料費につきましては、農道の生コン舗装、田畑での用排水路の整備や補修をするときに、原材料支給される農家にとっては大変使いやすく、ありがたい制度があると思っています。

この条例を見てみますと、生コンの上限が70万円、U字溝などの二次製品が30万円となっているようですが、最近では生コンや二次製品の単価が非常に高くなっていると思います。生コンでいいますと、地震前は立米当たり1万2,000円程度で、今では1万7,000円から8,000円ぐらいに高騰しています。上限70万円で、前は200mぐらいの舗装ができていましたが、今では140mしか打てないということで、農家の方々もどうにかできないかということで話を伺っております。

条例を見ますと、昭和36年に、この条例ができており、その後、何回か改正が行われているようです。この中で上限額についての改正もあっていると思われませんが、直近の上限の改正はその後できないか、その内容を教えていただければと思います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時07分）

（午前11時07分）

○議長（山下一義君）会議を再開します。

復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）小城議員よりお尋ねがございました土地改良事業の補助に関する条例の第4条に記されております農道舗装及び土地改良施設の原材料等の支給の特例につきましては、昭和36年、条例第16号で制定されております。

当初は、国県補助事業につきましては1割、融資事業については2割、単独事業については3割といった事業費に対しての割合が記されております。初めて金額が明記されたのが昭和54年、条例第25号で30万円以内、その後、昭和55年の条例第15号で35万円以内、直近の変更では平成11年の条例第16号で35万円以内から70万円以内ということで、条例の改正が行われております。

参考としまして、地震前の生コン単価が立米当たり1万2,000円、今年度の単価が1万7,000円で支給をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）直近の改正が平成11年ということで、20年以上超えているわけですが、このような物価の上昇も踏まえ、この生コン70万円と二

次製品の30万円の上限の見直しはできないかということをお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）小城議員からのお尋ねでございますが、農道舗装や土地改良区の原材料支給につきましては、先ほど話がありましたように、平成11年から条例改正で農道舗装が70万円と、当時の35万円から倍というふうを増額をして地域の方々に提供しております。それから熊本地震や人吉市の豪雨などがありまして、またコロナも影響がございまして、物価上昇に加えまして、そしてまた消費税も10%になったということで、材料代も当時に比べて高騰しているのは事実でございます。

地震や災害、コロナの影響などもありますが、この材料価格の高騰がいつまで続くのか不明瞭なところもございまして。ということで、70万円を100万円にしたりとか、110万円にしたりとか、倍にはできませんけれども、そういったことも考えておられるかなと思いますけれども、やはり上げたならば下げることができません。生コンが下がっても下げることができませんので、その間、時限立法ではございせんけれども、3割増しとかそういった額で提供できるならばなというふうに思います。

昔は、この事業は採択をいただくまでは順番待ちということで何年も待つておられました。今はできるだけ要望に応えようということで次から次へ、今回の補正と同じですけれども、そういった形でやっております。

確かに生コン代が高くなっています。ただ、昔は、何年前やったかな、宮田議員はご存じでしたけれども、1万円か6,000円、7,000円ぐらいで生コンの価格が入れたときもございました。

また、生コンというものは需要が多くなれば高くなる。需要が少なくなれば、みんな競争して下げていただくという形になっておりますので、いつまで今の需要が続くのかも、また勘案しながら進めていかなくちやなりません。今、生コンは、それぞれの集落に出されるときに、建設業者の方々に生コンをこれだけ要るから取ってくれないかと言うと、単価がそれなりに安くなって手に入るんじゃないかなということもありますので、そういったことも一つの方法として考えていただきたいというふうに思います。多分にもう1万四、五千円ぐらいで入るんじゃないかなというふうに思っております。

そういったことでありますので、当面は小城議員が言われますように少しでも、70万円の3割、21万円ですね、しばらく3年間の時限立法という形でもいいかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）大変前向きなご返答をいただき感謝いたします。

この財源は村の貴重な単独補助でございますので、今後も農業生産向上のため大切に活用していきたいと思っております。大変ありがとうございました。前向きな検討ありがとうございました。

- 議長（山下一義君）まだ質問者が多数おられるようですので、ここで暫時休憩します。休憩後、質問を受けたいと思っております。

（午前11時13分）

（午前11時26分）

- 議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

- 1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

ページは22ページ、農林水産事業の負担金、補助及び交付金のところのがまだす里モン支援事業補助金というのは一体どういうものなのかお伺いいたします。

- 議長（山下一義君）産業課長。

- 産業課長（南利孝文君）がまだす里モン支援事業でございますが、99万円交付することにしております。対象地区は大切畑と古閑地区2地区でございます。これは県の単県事業で、令和2年の10月に要綱が制定されてございます。2分の1県が出しまして、残り2分の1は村が出すと。地区ごとの事業費の上限が50万円ということで、2つの地区に行います。

村の財源としましては、昨年ありました臨時交付金、これを対象にすることができるといような指示がございますので、内容としてはコロナ対策といふふうに捉えてもよいのかなといふふうに考えております。

事業の趣旨、内容といたしましては、コロナ禍で、集落のコミュニティー、集会とかがなかなかしにくいといふような中で、その維持を図っていくための取組に対する支援ということ です。

具体的には、例えば大切畑地区でございますと、寄り合いとか高齢者の集まりとかがなかなかできにくくなってきている中で、集落再生をこれからやっ ていかなきゃならない、集落の新しい形をつくっていかなきゃならないにもかかわらず、コロナ禍で集まることができないといふようなことでございますので、公民館の敷地を共同活動で公園化していこうといふような取組で、共同活動によって人が集まる。そうやってコミュニティ維持を図ろうといふような趣旨です。

古閑地区については、公民館前の河川沿いあたりの美化、花を植えたりとか、それと外でみんなでお茶でも飲めるようなスペースをつくろうといふような事業内容になっておったかと思っております。

いずれの地区も集落再生のハードが終わりまして、これからソフトに入っ

ていかなきゃいけないというような中でのこの取組ではなかろうかなというふう  
に理解をしておるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

関連になりますけれども、いいですか。

先ほど中西議員が質問されました熊本地震震災遺構解説看板設置工事について  
ですけれども、これは歳入で地方創生推進交付金と震災ミュージアム事業として100万  
円の交付があつておまして、それを利用しての工事かと思ひます。4か所というこ  
とで、大体1か所について50万円ということですね。これは場所の方向を示す看板  
の設置も含まれておるわけでしょうか。そして、その場所の駐車場の件は大丈夫な  
のかということをお聞きしたい。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

今、上野議員が言われましたとおり、歳入の地方創生推進交付金のほうを充てて、  
この事業は行っていく事業でございます。

先ほども言いましたとおり、4か所の説明看板を設置すると。県道沿いにその方向  
の矢印とかを3か所、今のところ設置する予定で、この計画を上げております。

今言われました駐車場の件につきましては、ちょっと道路沿いとか、そういった部分  
もございますので、どこを駐車場にするかは今後検討していきたいというふうにお  
考えしております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）それに関連して、ちょっとお尋ねいたします。

災害の大きかった6集落に関しては、復興記念碑というのが建っておりますが、今  
まで想定外だった震度7という大地震が起きたということで、村としての熊本地震  
災害記念碑みたいなのは考えておられるのかをちょっとお尋ねしたいということ  
です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）今申されましたように、震度7という激震が発生し、未  
曽有の大災害となったわけでありまして。この地震の復興記念碑というのは、総合  
運動公園が完成したときには、復興のあかしという形でありますので、あそこに  
記念碑を建てるならばなというふうにお思ひしております。自然石で字を彫って、  
そこに建設するならばなというふうにお思ひしておりますが、まだ工事半ばであ  
りますので、工事が完成する頃には記念碑も建つんじゃないかなというふうにお  
思ひ、今、計画をしております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）大変前向きな答弁で、ありがたいと思ひております。



この災害を後世に残すために、やはり各集落、6集落だけでなく、村全体でひとつ記念碑というのかな、こういうことがあったということを残していただきたいと思います。大変前向きな答弁ありがとうございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）17ページの障害者福祉費の中で、委託料で療育相談委託料66万2,000円補正が上がっておりますけれども、今現在、受付はどこでなされておりますか。また、専門的な職員さんはおられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、15ページの交通安全対策費73万4,000円、修繕費、これはカーブミラーのあれじゃないかなと思っているんですけども、これは何の金額でしょうか。

○議長（山下一義君）西口議員、マイクを上げてから。

○7番議員（西口義充君）聞こえませんか。交通安全対策費73万4,000円、前回、総務のほうにカーブミラーの件で質問したと思いますけれども、状況はどうなっているのか、ちょっとそれもお答え願いたいと思います。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）今お尋ねの、まず療育相談、今回委託料で66万2,000円補正を上げさせていただいております。

まず、相談員さんですけれども、専門の相談員さんということで1名、今、場所的には支え合いセンターで業務を行っていらっしゃいます。

今回、補正額を上げさせていただいたのは、本年度、令和3年度から社会福祉協議会のほうに委託をして業務を行っているわけですけれども、週2日勤務という形で当初は委託してお願いをしておりました。4月以降、周知を図る上で、6月以降、だんだんニーズも確認ができて、相談件数も増えてきたところであります。1件の相談に対して、また複数回、相談がずっと継続して行われるわけですけれども、今後も相談支援を強化する上で、来年1月から3月までを週5日勤務という形でちょっと強化をしていきたいということで今回補正を上げさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）交通安全対策費、需用費73万4,000円の増額補正の内容についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、区長さんのほうから要望書が提出されておられました部分につきまして、今回、カーブミラー4地区の6か所と、交差点の一部事故等が多発していたというところもございましたので、そのカラー化と標識の修繕を行う1か所、計5地区7か所につきまして、今回工事のほうを対応するために増額の補正予算を要求させていただいたものでございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）まず、総務課のほうから、本当にすぐ予算を取っていただきまして、対応していただきまして、ありがとうございます。

何しろカーブミラーが見えないというようなところが結構ございまして、西原村全体で一遍見直したほうがいいんじゃないかな。ゆがみ等も相当ありまして、これもできれば、学校帰りの見張りのパトロールをされておられますので、あの方たちにもお願いして、本当に危ない部分をちょっと指摘していただくなればという思いでもございます。そこら辺は、ちょっと教育委員会のほうでも話し合っ、お願いできればいいかなと思っております、パトロールされる方に。

それから、療育です。今お聞きしましたところ、相談が多くなっているというようなことでございます。やはり今、支え合いセンターの中にあるということでございますけれども、福祉関係も相談が大分多くなってきているんじゃないかなと。以前、前の課長ともお話ししていたんですけれども、やはり別に一つ、専門的なことでございますので、事務所を置いて、相談しやすいような形にすればいいかなというような話もしたことがあります。やはりみんなおるところでなかなかお話ししにくいというようなところもありまして、別な部屋で一室、どこか相談しやすい部屋を設けて、皆さんが気軽に相談するようなどができればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）今、西口議員のほうからおっしゃるとおりで、今、相談員さんの方は、連絡等があったりとか、いろんな各方面からの情報をいただいたときには、ご家庭に訪問されたりとか、役場に来られたりとか、そういった形で、あとは事務所でされたりとか、いろいろ対象の保護者の方に合うような形で対応はしているところでございます。

また、来年度、新年度に向けて、そういった相談体制の強化をちょっと図りたいという思いもございますので、保護者、子どもたちが支援を図れるように努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）じゃ、最後になりますけれども、前向きに考えておられますので、やはり我々住民のことを考えて質問しております。聞きにくい部分、周りから聞いてもらうんじゃないくて、個人個人に専門の方とお話ができるというような、周りに話が漏れないような、そういう場所も必要じゃないかと思っておりますので、なるべく気をつけてやっていただくなればと思っております。これで終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは24ページ、款9の教育費の一番下の節の部分ですけれども、山西小学校敷地内国有財産購入費というふうにあります。その上には使用料というふうに書いております。中学校にはなかったと思えますけれども、河原小学校にも国有財産があったと思っております。今回、この使用料が発生しているということは、購入費に対して何らかの形であるのかなというふうに思っておりますけれども、この購入費はどこで場所をどういったことで今回購入をされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）坂本議員の質問にお答えいたします。

昨年、山西小学校の用地が、登記が終わりまして西原村に全部移転が完了しております。その中で、今現在、復興建設課が進めております新所から万徳に行く道路が学校用地に今後かかってまいります。その分の分筆をする上で、今、山西小学校の用地そのものが地籍調査の段階で筆界未定の状態でございます。筆界未定の状態で国有財産が残っておりますので、国有財産を買わざるを得ないということで、今回、国有財産の取得をうちのほうで上げさせていただきました。国有財産の売買に伴いまして、使用料が10年遡って発生しますので、一応出させていただいたわけでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

ページ17、障害者福祉費のところでございます。

扶助費で、自立支援給付等サービス費と、その下、児童通所給付費等サービス費ということで、それぞれ700万円と500万円補正で増額をお願いしております。これの経緯について少し説明していただければと思います。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

まず、自立支援給付費700万円につきましては、当初予算を組む段階では前年度の実績を基に見込みを入れて予算を組むわけですけれども、今回、本年度におきまして、実績額と主に利用予定は就労移行とか就労継続支援関係なんですけれども、この利用される方が多くなったということで、実績額の平均を出しまして、残りの月数を掛けて、ちょっとその不足分を補正で上げさせていただきましたところなんです。

次に、通所給付費等サービス費ですけれども、こちらにつきましても利用者が当初見込みより多くなったということで、実績額の平均額を出しまして、残りの月数で算出しまして、不足額を500万円上げさせていただいたところでございます。

利用者が急にというか、上がったと理由につきましては、令和2年度に比べて上がってきているというふうになりますけれども、はっきりした理由というのは、ちょっと詳細は調べておりませんが、コロナ禍でサービス利用施設だったりとか通所だったりというのを控えられていたというのも原因の一つに挙げられるのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員です。

答弁ありがとうございます。

これも数字上でありますけれども、非常に難しい操作を毎回やられて、後ほど次年度の精算という形で、下に入っていますけれども、精算していくわけですけれども、先ほど西口産業委員長のほうからも少し触れられましたけれども、療育の体制ということで質問されて、強化体制に次年度以降移行していくということが、生まれたときから中学生までの範囲をカバーしていくといったことで相談窓口が強化されると。それに伴って、いろんなところの施設であったり、子どもたちは、ここがいいですよという形で利用していくスタイルになってきます。

本来ならば、本当の養護施設であったり、そういう施設に入らにゃいけなかった子たちも、判断が遅く、普通の学校に行って、共に授業を受けたりして、ある意味いじめの対象になったりして行って、そういう方々が将来、生涯心の傷を持ったまま社会に出る。社会に出れずに村にとどまったりされているというのが、この一連の予算の中身に近いのかなと思います。

全体強化していただければ幸いなんですけれども、これで自立支援ということで、やはり将来的には社会に復帰していただきたいということで、そういうところに通いながら、社会に少しでも貢献するという成人の目的に向かって、皆さん頑張られる方向で進むわけですけれども、なかなかそうはいかないというのが常です。これは行政として、優しい行政であってほしいという思いから、今回のこの質問をしましたけれども、もっと相談相手であったり、事業者さんとのコミュニケーションであったり、やはり人が介する業務になります。電算上であったり、そういう業務とはまた違った部署でもありますので、今後とも廣瀬課長には思いやりのある行政の部署のトップとしての頑張りを期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それに関連してじゃありませんけれども、地震遺構についてちょっと村長にお尋ねします。よろしいですか。

○議長（山下一義君）はい。

○9番議員（宮田勝則君）地震が平成28年4月に起こりまして、中断されとる事業、停止した事業、これを復活させながら村長も頑張っておられるというふうに理解をしているところでありますけれども、各課全てがそうであるか

という、少しそうじゃないところもあります。当時の予算書を見てもらえば分かるかと思えますけれども、そのときの課長会議の中で多分議論が出て、予算化しとったやつ、中断して、全てが復活できるようにやっていただければと思います。

詳しくは申し上げません。総点検ということでよろしくお願い申し上げます。来年度以降、その予算が復活してくれると、ちょっと見たかなというふうにこちらでも理解しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）多くの事業が、地震によって、地震からの復旧復興がまず優先ということで進めてまいりました。おかげさまで復旧のほうはほぼ終わり、あとは創造的復興に向けて若干ありますので、それに向けていくということで、その間、いろんな事業も先延ばしという形でやってまいりました。ということで、今、それぞれの課で当時予定があったものをそれぞれ復活して進めてきていただいておりますというふうに捉えております。

目に見えるのは、ハード事業が一番目に見えますけれども、こういったソフト関係もそういった形で進めていければなというふうに思います。なかなかソフトは目に見えませんが、分かりませんが、全ての課において、そういったことを進めていってくれると信じております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）また戻りますけれども、15ページをお願いしたいと思います。

15ページの中ほどの防災公園等整備事業費でございますけれども、この中に18の負担金、補助及び交付金の74万8,000円ということで、運動公園パークトイレ村営水道加入金ということで、村営水道の加入金がこのくらいあるということになれば、結構大きいのではないかなと。また、総合体育館もあります。また、B棟が建っております仮設団地の農道よりも西側ですか、あちらのほうにも将来的には水道を引っ張られると思えますけれども、74万8,000円という水道加入金の内訳を、すみませんけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）高本議員の質問にお答えいたします。

この運動公園パークトイレといいますのが、今、体育館ができております北側のほうに芝生広場ができます。その一番県道寄りのところにトイレを設置するという計画で今進めております。その水道に引く水道管のほうが、メーターのほうが40mmのメーターを設置するという形での、これはもう水道のほうで決められている金額でございます。その74万8,000円という形で負担をするという形になります。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

コロナワクチン接種に対しての質問ですけれども、こちらは強制ではございませんけれども、西原村での打たれた方の数値、また、打たれていない方も聞いていいのかちょっと分かりませんが、打ちたくても打てなかった方、その辺の数値が言える範囲でどれぐらいなのかを教えてくださいと思います。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの坂本議員の質問にお答えいたします。

打てなかった方に関しては、ちょっと把握をしておりますけれども、実際接種された方の率については把握しておりますので、お答えいたします。

接種対象者に対しまして一回でも接種をされた方が87.52%、2回受けたという方86.93%が、これはおととい現在の数値でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今、3回目の接種のほうも話が上がっておりますけれども、これは1回目も打たれていない方は、3回目は打たれないと。また、1回目としてくださいというふうな話が上がっておりますけれども、次の3回目の接種、これはどのような方法で、どういうふうに、いつ頃からされますでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの質問にお答えいたします。

基本的なやり方としては、前回の一、二回目と同じようなやり方を考えております。構造改善センターでの集団接種を考えております。2回の接種を終えた方が、一番早くて一般住民の方を対象に言った場合には、1月28日が2回目の接種からちょうど8か月になります。今の計画では、そこからスタートしようと集団接種を考えております。月単位で1か月ほど前には対象者の方に接種券を再度発行して予約を取っていただくという形を取らせていただこうというふうに今のところ考えております。

今のところ、8か月というのが原則で考えております。ただ、国のワクチン供給等の中で、早まるというようなお話もあっておりますけれども、今のところ8か月を原則で西原村のほうでは考えております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

村内で打った注射というのがファイザー製になっておりますけれども、次の注射というのは、村内で打たれる方に対して、混ぜたら強くなるのか、いろいろな話があっておりますけれども、これは選べるのか、それとも今まで

どおりなのか。その辺を教えてください。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）お答えいたします。

3回目の接種に関しましては、国からワクチンが、ファイザー製と、まだ承認は出ておりませんが、モデルナ製が、6対4の割合で市町村に配分される、現時点ではですね、計画です。その中で、私どもとしてもファイザー製とモデルナ製を接種会場で打つ予定の計画を立てさせていただきます。そういうワクチンが届きますので、その中で住民の皆さんに、ファイザー製を3回目に打つのか、モデルナ製を打つのかを予約の段階で選んでいただくという形になるかと思えます。

先ほど坂本議員も言われましたけれども、一、二回目はファイザーを打った。3回目はモデルナを打つ。それが可能かというところ、今のところ、国の調査結果では、1回目、2回目にファイザーを打って、次にモデルナを打ったという場合のほうが、中和抗体がファイザー、ファイザー、ファイザーを打つよりも高く出るという報告は出ております。

ただ、あくまでワクチンを選択していただくのは住民の皆様という形になるかと思えます。その中で、どうしてもファイザーに予約が偏るといような場合には、ファイザーが次にまた供給が入るまで、ちょっと予約がどうか、打つ時期がちょっと後ろに行くとか、そういう懸念は今のところちょっとしているところではございます。ただ、入ってくるワクチンがそういう状況ですので、今のところ、この先のワクチンの供給量を見極めながらということも実際ございます。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第63号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

これより暫時休憩します。

（午後 0時00分）

（午後 0時57分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第64号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第64号につきましてご説明いたします。

議案第64号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ80万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,371万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金60万円の増額補正でございます。普通交付金60万円の増額補正につきましては、一般被保険者療養費の増加に伴う県補助金の増額補正であります。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金140万6,000円の減額補正でございます。事務費繰入金140万6,000円の減額補正につきましては、会計年度職員報酬等を一般会計の新型コロナワクチン接種関連予算へ組み替えたことによる減額補正でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費41万3,000円の減額補正であります。会計年度職員報酬等を一般会計の新型コロナワクチン接種関連予算へ組み替えたことによる減額補正であります。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目3 一般被保険者療養費60万円の増額補正であります。被保険者が個人所得の制限で扶養から除外され、社保から国保へ変更となり、過去2年間の療養費が本年、国保会計から支出することとなり、予算の不足が見込まれることから増額補正であります。

あとは、予備費を106万4,000円の減額補正させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）



○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第64号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第65号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第65号につきましてご説明いたします。

議案第65号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,943万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款5県支出金、項2県補助金、目4介護基盤緊急整備特別対策事業補助金3,360万円の増額補正であります。小規模多機能型居宅介護事業所の建設に伴う県補助金の増額補正であります。

目5事業費補助金755万1,000円の増額補正であります。同じく、小規模多機能型居宅介護事業所の開設に伴う県補助金の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4,115万1,000円の増額補正であります。負担金、補助及び交付金として、小規模多機能型居宅介護事業所建設に伴う補助金として3,360万円、事業所開設に伴う補助金として755万1,000円の増額補正であります。

補助金につきましては、熊本県介護基盤緊急整備特別対策補助金交付要綱

及び熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金交付要綱に基づく基準額にて算出しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第65号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第66号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第66号につきましてご説明いたします。

議案第66号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ312万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,004万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金312万円の減額補正であります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額に伴う繰入金の減額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金311万9,000円の減額補正であります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金311万9,000円の減額に伴う減額補正であります。

あとは、予備費を1,000円減額補正させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）6 番、中西です。

歳出において減額ということは、医療費が減った、かからなかったということですから、健康でやられたのか、もしくはコロナの関係があるのかとは思いますが。ただ、私は、課長も一緒ですけれども、多々何度か会合に参加することがありまして、そこでよく話が出るのが口腔ケアの問題です。

歯の問題ですね。口腔ケアをすることによって、もっとよくなるのという話をよくされる方もおられますし、歯科医の先生もそういうことであるならば協力するよという話を聞いていると伺っております。

この問題は、例えば保育園にしろ、教育にしろ、学校にしろ、やっぱり必要な話ではないかと思っています。そこで、口腔ケアに対する今後の取組を、国保も介護も一緒だと思うんですけれども、することによって大分改善される場所があるのではないかと私も思っていますが、課長としての考え方が取組を言っていただけだと思います。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

確かに口腔ケアは非常に重要な課題であるというふうな認識をしております。

先般、令和4年度から開始される後期高齢者医療、保健事業と介護予防の一体的取組の会合をする中で、いろんなデータ、健診結果等から見えてくる西原村での課題を検討する中で、確かに口腔ケアのお話も出ております。

ただ、一方では、西原村の高齢者が抱える問題の一つとして、BMIが25以上の方、要は肥満体型の方がかなり多くおられるということで、要は食べることにに関して、やはり食生活、食べていることに関しては非常にできているんじゃないか。逆に言えば、取り過ぎているというような部分の課題も見えてまいりました。ですから、口腔ケアは確かに大事ですけれども口腔ケアも含めたところで、いろんな何かそういう課題に対して今後取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第66号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第67号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第67号につきましてご説明いたします。

議案第67号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億940万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節10需用費104万3,000円の増額補正でございます。こちらに関しましては、今年度の水道施設保守点検実施後の不具合箇所(1箇所)の修繕を行うものでございまして、安全で良質な水を安定的に供給確保するため、修繕費として増額するものでございます。

続きまして、款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節14工事請負費656万4,000円の増額補正でございます。こちらに関しましては、今回予算要求しました鳥子工業団地第2調整池配水管工事の延長に伴う請負工事費、また、小森減圧槽にて片槽に漏水が確認されましたので、その防水塗装に伴う請負工事費を増額するものでございます。

款1水道事業費、項2営業外費用、目2消費税相当額、節45消費税相当額

323万9,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、令和2年度確定申告において、消費税の年税額が消費税法に定める基準額を超えたことによる中間申告に伴う納付税額として増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ちょっと暫時休憩していいですか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1時20分）

（午後 1時21分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）一般会計の中で、歳出項目で体育館のお金ということで財源が一般会計から特会の中に入っていくということだと思いますけれども、今回、特会のほうには歳入として特別上がっていません。理由が分かれば答弁願いたいと思います。お願いたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）当初予算で予算を組んでいたんですけれども、地震等の影響もあって今年の加入が少なかったということで、体育館を含めましても現時点ではそれ以上にならないということで、今回は計上しておりません。

以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第67号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第68号から日程第11、議案第70号までの西原村総合整備計

画を定めることについてを一括議題としますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明)

○企画商工課長(林田浩之君) それでは、議案第68号から議案第70号、以上3件につきまして、全て各地区の西原村総合整備計画を定めることについてであり、同じ提案理由でございますので、以下について一括して各地区の西原村総合整備計画の内容を説明させていただきます。

議案第68号、西原村総合整備計画(小森辺地)を定めることについて。

西原村総合整備計画(小森辺地)を次のように定める。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の採決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

2ページを開けてください。

今回、総合整備計画(小森辺地)につきましては、右上にありますとおり、小森辺地の人口は224人、面積が13.87km<sup>2</sup>であります。

辺地の概況としまして、辺地を構成による字は、大字小森の8字と大字鳥子1字であります。小森辺地の中心位置は大字小森字塩井社1849番地であります。辺地度点数ですが、102点であります。3ページに算定表をつけております。

今回の整備計画は、3の公共的施設の整備計画にありますとおり、令和3年度から令和7年度までの計画であります。事業費としまして、表に記載のとおり、産業振興施設(観光レクリエーション)で1億8,500万円と交通通信施設(村道)で1億1,200万円の合計2億9,700万円の事業計画となっております。

内容につきましては、6ページのほうに施設別年次別計画表をつけております。

主な事業計画としましては、大切畑ダム公園整備事業、村道改修事業、観光施設整備事業などあります。

以上でございます。

続きまして、議案第69号についてご説明いたします。

議案第69号、西原村総合整備計画(宮山辺地)を定めることについて。

西原村総合整備計画(宮山辺地)を次のように定める。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

2ページを開けてください。

今回の総合整備計画（宮山辺地）につきましては、右上にありますとおり、宮山辺地の人口は474人、面積が22.28km<sup>2</sup>であります。

辺地の概況としまして、辺地を構成する字は大字宮山の31字であります。宮山辺地の中心位置は大字宮山字大峯1715番地3であります。辺地度点数ですが、106点であります。3ページに算定表をつけております。

今回の整備計画は、2ページの3の公共的施設の整備計画にありますとおり、令和3年度から令和7年度までの計画であります。事業費としまして、表に記載しておりますとおり、産業振興施設（観光レクリエーション）で5,000万円と産業振興施設（農業近代化施設）で1,900万円と交通通信施設（村道）で2億8,650万円の合計3億5,550万円の事業計画となっております。内容につきましては、6ページのほうをお開けください。

こちらに施設別年次別計画表をつけております。

主な事業計画としましては、村道改修事業、観光施設整備事業、農業用施設機器導入の事業などあります。

以上でございます。

続きまして、議案第70号についてご説明いたします。

議案第70号、西原村総合整備計画（河原辺地）を定めることについて。

西原村総合整備計画（河原辺地）を次のように定める。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

2ページを開けてください。

今回の総合整備計画（河原辺地）につきましては、右上にありますとおり、河原辺地の人口は250人、面積が16.34km<sup>2</sup>であります。

辺地の概況としましては、辺地を構成する字は大字河原の22字であります。河原辺地の中心位置は大字河原字医王寺3176番地であります。辺地度点数ですが、146点であります。3ページのほうに算定表をつけております。

2ページのほうに戻っていただきまして、今回の整備計画は、3の公共的施設の整備計画にありますとおり、令和3年度から令和7年度までの計画であります。事業費としまして、表に記載のとおり、交通通信施設（村道）で5億3,800万円、産業振興施設（観光レクリエーション）で1億円、厚生施設（消防施設）で1,500万円の合計6億5,300万円の事業計画となっております。

内容につきましては、6ページのほうに記載をしております。

こちらに施設別年次別計画表をつけております。

主な事業計画としましては、村道改修事業、観光施設整備事業、消防倉庫新築事業などあります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより一括して質疑に入ります。

なお、質疑の際には、議案番号を述べて質疑をしてください。

質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）河原辺地のほうで、6ページをお願いいたします。

観光レクリエーション施設、特産品販売施設改修と駐車場整備、遊歩道整備、1億円ほどありますけれども、これは滝周辺のほうを考えておられるんですか、整備は。らくのうマザーズ、そこら辺も入れてありますか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今ここに掲載してございますのは、白糸の滝周辺を今考えておるという状況でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

本当は河原だけでいきたいところですが、内容的な点ではありません。辺地事業というのは、もうかれこれ10年近く使っていない事業が、今、復活させていただくということで、大変ありがたく思っています。ここ数回の定例会でも頻繁に出ていましたけれども、動いていただくということで感謝申し上げます、まず。

内容につきまして、いろいろ精査しますと、本来なら維持の義務的経費であったり、また、金銭的に膨大な金額が予想されるので、辺地債を利用したいということも見えますけれども、その中でも内容等を、これは私はいろんな住民からの今までの要望であったりということで説明は受けています。まず、要望箇所の点検が終わっているとは思いますが、さらに出てくるという可能性もあります。全体ボリューム、1億円だったり5,000万円だったり、様々です。見ると、ずっと見ておかしい。1億4,000万円、医王寺大野線で見えておりますが、7キロで1億4,000万円、メーター2万円かという形ですが、道が2メーター2万円で行けるのは林道開設ぐらいの話であります。

要は、全体ボリュームが増減するといったところで、こちらの負担部分も2割程度ありますので、その辺、5か年の中で、金額、ここがもっと増えましたということで、内容が変わってくるかと思えます。そういった面の新たな場所とか、この部分はお金が足りませんでしたけれども、もうちょっと膨らんでいきますという変更の場合、どのような手続をして進めたらいいのか、また進められるのか、説明を求めます。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今の宮田議員の質問にお答えしたいと思います。

この総合整備計画の中で今挙げておるのは、各課で要望等があった、この辺地の地域について各課から上がってきた部分をまとめております。



この中で、今、詳細に設計とかをしている部分ではございませんので、各課概算額というような形で上がってきております。制度的な話になりますが、もしA路線の工事を3,000万円ですとしておいて、そこが事業中止になったといった場合は、また別の路線に切り替えても、そこは、この2ページの表で大体集計をしておりますが、村道なら村道の範囲内で事業費を超えなければオーケーというような状況であります。

もしほかのそっちを急ぐというような要望等が出てきた場合は、その辺で内部的に変更することはできます。それは、経営の届出だけで済むということになります。この全体の村道の事業費をオーバーする、各村道なら村道の事業費をオーバーするようなことになれば、変更の手続が必要になってくるかというふうに思っております。

それと、一応、変更等が生じた場合は、随時変更をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）説明で、もうちょっと欲しいなというところが聞けませんので、もう一点。まず、5か年計画です。

本庁部局の財政のほうも、この事業費からして枠を取れる。県が承認されて、総務省に行くと、辺地事業ということでこの総枠を認められるという形になってくるかと思えます。5か年目でトータルして0.2を掛ければ実質負担額は出てきます。その中で、臨時交付金であったり、いつも経済対策で頂く補正予算債を村長は使われますけれども、そういうやつの中で対応できる部分もあるかと思えます。

要は、西原村の財政自体が、この負担額をそのまま0.2掛けてやれる状況でいくのか、その辺はさじ加減が必要かと思えます。そういった場合、5か年ですけれども、変更の中で6か年、7か年延長することが可能かどうかだけをちょっと答弁してください。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

この制度的には、おおむね5年という形で、もう事業計画のほうはうたわれております。ですので、その5年が過ぎたら次からはまた新たな計画を立てていくということできたいと思っております。

以上です。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

新たにまたつくればオーケーということで、これで一安心ということになります。村長、点数をご覧になりましたよね。102点、104点、140数点と、何か一つ十の位がぽんと上がっています。谷囑託を入れていなかったという影響もあるかと思えますけれども、やはり村長が今期うたっている河原の人

口減少が大きく影響しておると。その中で、過去の投資した道路関係の補修が回ってきたといった状況かと思えます。

点数がせめて100点は超えとかにゃいかんもんですから、やはり40点の点数は非常に大きい。部分的な過疎化が進んでいるという表れでもありますので、村長が何度か答弁されておるやつを来年度当初予算でぜひともやっていただき、人口減少の歯止めの第一歩として頑張っていただければと思いますので、そこだけ村長には答弁を求めたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）村全体で均等にやっていかないとということは、前から言っておりますけれども、今しばらくは地震関係で、そちらに傾注しておりますので、今後は、やはり河原地区は小学校も子どもが少ないということで、人口が減ったから、お店ももう閉められた方もおられる。学生さんもないと。いろんなことで不便をしていただいておりますけれども、やはり河原地区にもう少し力を入れんといかんというふうに思っております。

今回の140何点も、辺地だからこの点数が高かったということでもありますので、そういったことも踏まえてやっていきたいと。新たな住宅を新年度で、まだ種牛センターと契約ができておりませんので、できますならばすぐ、工事自体は、そう大したことはなりませんので、販売をしていくならばなどというふうに思っております。もし、すぐさま完売でもしたならば、次の第2弾でまたやっていくならばなどというふうに思っております。

ともあれ、不動産会社に聞きますと、西原村に行きたいということでお尋ねがある。河原のほうにはありますけれどもねと言えば、逃げて行かれるということでもありますので、やはり河原地区をもう少し人口を増やすような対策を講じていかなきゃならないのではなかろうかなというふうに思います。この中心は高いから、この辺りはもう黙っとっても来られるということでもありますので、こちらのほうは不動産会社のほうが宅地関係はしていただきますので、河原のほうは、不動産会社も向こうのほうには手をつけがたいということでもありますので、そこら辺は村のほうで責任を持ってやっていくならばなどというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）大きな話は今いっぱいされましたので、あれなんですけれども、小さなところで、河原辺地のほうで、ページは5ページ、6ページになると思いますが、せつかくなら辰口橋辺りまで入れることはできなかったのかなと思って、あそこも改修が一番メインだと前もおっしゃったのを覚えています。いかがですか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）辰口橋は、この色塗りのところを見てもらうと分かると思うんですけども、辺地域から外れていますので、入れることができませんでした。辺地以外でも、例えば河原でいうと、小学校から小野とか灰床に行く主要道は辺地で見えていいということになっていますので、そういうものは入れております。辰口は西原村の一番西端なので、そういう主要道との連携もないということで入れておりません。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案ごとに討論と採決を行います。

議案第68号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第68号、西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

次に、議案第69号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第69号、西原村総合整備計画（宮山辺地）を定めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

（起立全員）

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

次に、議案第70号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第70号、西原村総合整備計画（河原辺地）を定めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第71号、物品購入契約の締結についてを議題とします。  
内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明)

○企画商工課長(林田浩之君) 議案第71号についてご説明いたします。

議案第71号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西企備第1号、西原村総合体育館備品購入事業。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額2,990万9,000円(税抜額2,719万円)。

4、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大字大津1229、会社名、有限会社文洋堂、代表者、代表取締役、大塚鷹之介。

次のページに物品供給仮契約書と別紙品名一覧を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第71号、物品購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第72号、工事請負契約の締結についてを議題とします。  
内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明)

○企画商工課長(林田浩之君) 議案第72号についてご説明いたします。

議案第72号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2

条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、防安西企第7号、西原村運動公園園内道路整備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額5,038万円（税抜額4,580万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番1、会社名、株式会社下村組、代表者、代表取締役、下村一恵。

主な工事概要につきましては、施工延長330m、路盤工1,800㎡、側溝工413m、カルバート工30mでございます。

次のページに公共工事請負仮契約書を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第72号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第73号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第73号を説明いたします。

議案第73号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第10号、小規模住宅地区等改良事業古閑橋改築工事。

2、変更前契約金額9,020万円（税抜額8,200万円）、変更後契約金額

9,459万8,900円（税抜額8,599万9,000円）、439万8,900円の増となっております。

3、契約の相手方、受注者、熊本県阿蘇市役犬原98-3、株式会社杉本建設、代表取締役、杉本素一。

主な変更内容といたしまして、工事隣接地の家屋調査を実施しております。

次に、矢板くい打ちで、バイブルハンマー工からサイクルハンマー工へ工法変更しております。左岸上流部村道の防護策としてガードレール及びガードレール基礎を追加しております。

参考資料としまして、変更契約書案を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第73号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時00分）

（午後 2時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきまして、総務課長に説明を求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）諮問第2号についてご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年12月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、松永政範。生年月日、昭和35年11月17日。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子1547番地3。備考、新任。

提案理由でございます。

人権擁護委員、内田久子氏が、令和4年3月31日に任期満了となるため、新たに松永政範氏を選任いたしたく、意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）ただいま総務課長からの説明が終わりましたが、執行部に何かお尋ねありませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですから、お諮りします。本件は松永政範氏を適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、松永政範氏を適任とすることに決定します。

日程第16、発議第5号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第5号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第17、委員会審査報告についてを議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

総務福祉常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

総務福祉常任委員長、中西義信君。

（総務福祉常任委員会委員長 中西義信君 登壇 報告）

○総務福祉常任委員会委員長（中西義信君）報告書を朗読します。

西原村村議会議長、山下一義様。

総務福祉常任委員長、中西義信。

令和3年12月10日です。

請願陳情書等審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

受理番号6番、付託年月日、令和3年9月16日。

件名、コロナ禍よる厳しい財政状況に対処し、地方財源の充実を求める意見書の提出について。

審査の結果、採択をすべきものと決定。委員会の意見を妥当と認める。  
よって、議会において、国会及び関係行政庁に意見書を提出されたい。  
措置、国会及び関係行政庁。

採決に至りました経過を説明します。

当意見書については、令和3年9月の定例会本会議において総務福祉常任委員会に付託となりました。その当時は、まだコロナ禍でございましたので、コロナ禍が落ち着いた先月の11月25日に委員会を開きました。全員参加の下、小栗税務課長をお招きし、意見書についていろいろ勉強し、西原村における税収の影響を確認いたしたところです。

5項目の意見がございましたけれども、それについては先日皆様に配付しておりますので、割愛させていただきたいと思います。委員会としては、村の財政を鑑みても採択すべきもの、妥当と認めるというみんなの意見でございました。

これで説明を終わります。

○議長（山下一義君）これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論を行います。陳情受理番号6番について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

陳情受理番号6番、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、陳情受理番号6番は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第18、組合議会等報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

8番議員、上野君。

（8番議員 上野正博君 登壇 報告）

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

阿蘇広域行政事務組合議会報告を願います。

令和3年第3回阿蘇広域行政事務組合議会定例会が令和3年10月21日に開



会され、承認 1、認定 3、議案 4 件を審議いたしました。本村に関係している件について報告いたします。

令和 2 年度一般会計歳入歳出の決算について。

歳入総額 30 億 9,553 万 3,000 円、歳出総額 30 億 4,960 万 3,000 円、歳入歳出差引額 4,593 万円です。養護老人ホームの特別会計については、歳入総額 2 億 9,008 万 1,000 円、歳出総額 2 億 7,866 万 4,000 円、歳入歳出差引額 1,147 万 7,000 円となっております。

本村の負担金額は、一般会計、一般管理費 849 万 6,000 円、介護保険対策費 365 万 7,000 円、障害支援対策費 103 万 4,000 円、環境総務費 33 万 7,000 円。一般会計の合計が 5,953 万 2,000 円となっております。特別会計につきましては、湯の里荘 2,160 万 5,000 円。西原村の負担総額は、一般会計、特別会計合わせまして 8,113 万 7,000 円となっております。

湯の里荘についての監査委員の報告がありまして、前日も話しましたが、給食業務委託については、入札参加数を増やすことを図り、競争原理による引下げが実現できたことは、コスト削減につながったから、今後も削減に努めてほしいということで、また、湯の里荘跡地については早急に利活用を進める必要があると指摘がありました。

それから、もう一つ、これは参考までに報告いたします。阿蘇広域行政事務組合には特別養護老人ホームが湯の里荘のほかにもう一件あります。特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘がありまして、これはもう参考までに会計の決算を報告しますと、歳入が 3 億 2,101 万円、歳出が 3 億 914 万 3,000 円です。差引き 1,186 万 7,000 円となっておりますが、これはベッド数が 80 ありまして、80 名の入居者がありまして、ここの運営はサービス収入だけでやっております。湯の里荘は高森町、南阿蘇村、西原村の自治体負担ということでやっておりますが、ここはサービス収入でやっておりまして、もう 40 年以上経過しており、施設の補修費用もかなりかかり、施設の改築か建て替えかが、今、思案しておられるところでございます。本村とは関係ありませんが、参考までに申し上げます。

以上で決算を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。ほかに報告ございませんか。

4 番議員、堀田君。

（4 番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○4 番議員（堀田直孝君）4 番議員、堀田です。

令和 3 年第 2 回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和 3 年 11 月

12日に熊本県市町村自治会館において開催されましたので、報告いたします。

本議会では、議案第9号から議案第19号までの議案が上程され、11議案が審議されました。

主な議案につきましては、議案第14号の令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定では、歳入の総額2億8,039万1,844円、歳出総額2億4,442万7,238円、歳入歳出差引残額3,596万4,606円、うち基金繰越金0円。

議案第15号の令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定では、歳入の総額を2,927億7,792万8,704円、歳出総額2,793億6,575万8,696円、歳入歳出差引残額134億1,214万3,008円、うち基金繰入金0円というものでした。

全ての議案におきまして、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようでしたら、これで組合議会等報告を終わります。日程第19、委員会の閉会中の継続調査（審査）申出書についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長宮田勝則君、総務福祉常任委員会委員長中西義信君、産業教育常任委員会委員長西口義充君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに

決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和3年第4回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 2時32分 閉 会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和        年        月        日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長        山 下 一 義

1 番議員        尾 崎 幸 穂

2 番議員        高 本 孝 嗣

令和3年

第4回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年

第4回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年

第4回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会